

加工食品の輸出に向けた手引書

目次

タイトル	ページ番号
本手引書の目的と構成	4
0.輸出の基本を知る	7
①国内取引と貿易取引の違い	8
②間接貿易と直接貿易の違い	10
③間接貿易における輸出業務の流れ(日本から輸出先国までの動き)	12
④政府の加工食品の輸出戦略	14
1.輸出に向けた体制等を準備する	17
①食品メーカーと輸出業者等の役割	18
②輸出業者の探し方・輸出業者との連携	19
③HSコードを理解し分類する	20
2.輸出先国を選択する	21
①日本における加工食品の輸出状況	22
②加工食品の輸出動向	24
③国ごとの輸出のハードル	30
3.輸出先国の法規制を確認する	34
①商品に使用されている原材料・食品添加物・容器包装を確認する	35
②輸出先国の法規制に対応しているかを確認する	36
③事前登録(商品登録、施設認定、事業者登録等)の必要性を確認する	40
4.輸出業者からの要求に対応する	42
各国の規制への対応証明等を準備する	43
5.食品表示情報を精査/作成する	47
①輸出先国の食品表示規制を確認する	48
②食品表示情報を精査/作成する	49
参考情報等	50

本手引書における用語の説明

用語	説明
インコタームズ	国際商業会議所が制定した、貿易取引条件とその解釈に関する国際規則のこと。貿易取引では各国の法制度や商習慣の違いによりトラブルを避けるために定められている。 商慣習の変化に伴って、数次の改訂が行われ、2020年1月1日発効の「インコタームズ2020」が最新版となっている。(ジェトロ, インコタームズ2020, https://www.jetro.go.jp/world/qa/J-200309.html)
経済連携協定(EPA)	貿易の自由化に加え、投資、人の移動、知的財産の保護や競争政策におけるルール作り、様々な分野での協力の要素等を含む、幅広い経済関係の強化を目的とする協定。 (外務省, 我が国の経済連携協定(EPA/FTA)等の取組, https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/)
間接貿易	食品メーカーが国内の輸出業者(商社、貿易会社など)に輸出先国(販売国)との貿易手続きを依頼して食品を輸出する方法
直接貿易	食品メーカーと輸出先国(販売国)の企業が直接取引して食品を輸出する方法
食品メーカー	日本国内において加工食品を製造・販売している事業者
輸出業者	食品を日本から輸出先国に輸出する事業者、または輸出関連の手続きを責任をもって行う事業者のこと。商社、貿易会社、問屋、卸売り業者、個人などがこれに該当する。
輸入業者・バイヤー	日本から食品を輸入する事業者、または輸入関連の手続きを責任をもって行う事業者のこと。輸入後、輸出先国において卸売事業者、小売・外食事業者または消費者に販売する。
加工食品	製造または加工された飲食物のこと。
関税	輸入品に課される税のこと。
HSコード	輸入統計品目番号のこと。「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約(HS条約)」に基づき、産品を系統的に分類するために定められた番号。6桁までは世界共通の番号。7桁目以降は各国の統計番号。

本手引書の目的・構成

本手引書の目的・使い方

本手引書の目的・概要

- 手引書は、『**日本の食品メーカーの皆様**』が、海外への『**加工食品**』の輸出を検討する際に、参考にさせていただくことを想定したものです。
- 本手引書では、食品メーカーの皆様から見た、輸出の一連の流れを説明し、それぞれのステップについて具体的な対応方法を解説します。
- なお、本手引書は、食品メーカーの皆様が輸出業者(商社や貿易会社等)を介して輸出する、間接貿易を行うことを想定して作成しています。(間接貿易については、本手引書のP.10で解説)

本手引書の使い方

- 本手引書は、輸出検討の初期段階の事業者の方を想定して作成しています。
- 自社の商品を輸出したいが何から取り掛かればいいのか分からないとき、どの国・地域を対象にすればいいかで迷ったとき、途中のステップで躓いてしまったときなど、本手引書をご活用ください。
- さらに詳細な情報が必要な場合には、各頁に農林水産省や独立行政法人日本貿易振興機構(以下「JETRO」という)、一般財団法人食品産業センター(以下、「センター」という)へのリンクを掲載しておりますので、こちらをご確認ください。

注意事項

- 本手引書では、各国の法規制について解説しているパートありますが、いずれも2025年11月時点の情報となります。
- 最新の法規制については、JETROや各国の行政機関のウェブサイトを確認してください。

本手引書の構成（輸出のプロセス/ステップ）

- 本手引書は、輸出のプロセス/ステップの流れに沿って構成されています。
- 食品メーカーの皆様から見た場合の、加工食品の輸出のプロセス/ステップは以下の通りです。

0. 輸出に関する基本を知る・・・国内取引と貿易取引の違い、貿易の種類、日本の戦略を知る。P.7-16

1. 輸出に向けた体制を準備する・・・自社にあった輸出業者を探し、HSコード分類を行う。P.17-20

2. 輸出先国を選択する・・・営業担当が狙う市場(国・地域)と商品を検討する。P.21-33

3. 輸出先国の法規制を確認する・・・輸出したい商品の原材料や食品添加物、容器包装等の情報を整理、これらが輸出先国の法規制に適合していることを確認する。P.34-41

4. 輸出業者からの要求に対応する・・・商品仕様書やその他各種書類の提出などに対応する。P.42-46

5. 食品表示情報を精査/作成する・・・輸出業者が作成した食品表示情報を確認する、もしくは自社で食品表示情報を作成する。P.47-49

商品の輸出後の対応・・・現地での販促活動を支援する、規制の改正に対応する。

0. 輸出に関する基本を知る

日本から海外に加工食品を輸出する場合の基本として、国内取引と貿易取引との違い、間接貿易と直接貿易、輸出業務の一連の流れ、政府の戦略などを確認します。

- ①国内取引と貿易取引の違い
- ②間接貿易と直接貿易の違い
- ③輸出業務の流れ(日本から輸出先国までの動き)
- ④政府の加工食品の輸出戦略

0. 輸出に関する基本を知る

①国内取引と貿易取引の違い

◇背景(なぜ確認が必要?)

- 国内取引と貿易取引とで違いがあるのは明確ですが、ではどの点が大きく違うのでしょうか？
- 貿易取引の際に注意すべきポイントを押さえる必要があります。

◇ポイント

重要!

- 特に大きな違いは、法制度と輸送距離**です。国によって食品に関する法制度は異なり、国によっては特定の原材料や食品添加物を使用した食品を輸入禁止としていたりする場合があります。
- また、海を越えて輸送されるため、温度管理や梱包技術に注意する必要があったり、賞味期限も輸送期間を踏まえて設定する必要があります。

国内取引	項目	貿易取引
取引相手が見えやすく、関係構築もしやすい。	取引相手	取引相手が見えづらく、現地事情や信頼性の判断が難しい。
食品衛生法、JAS法など国内制度への対応で足りる。	法制度	日本の輸出規制に加え、相手国ごとに異なる食品法・食品衛生・食品添加物・食品表示規制等への対応が必要。
日本語のみで対応可能。	言語	現地語での表示、書類、交渉が求められ、誤訳のリスクもある。
円建てが基本、為替リスクなし。	取引通貨	外貨(USD・EUR等)建てが基本。為替変動リスクへの対策が必要。
時差がなく即応しやすい。請求～支払までのサイクルも短く、入金タイミングを読みやすい。	時間	時差があり電話やメールのやり取りが困難。代金決済までの時間差が生じる。
輸送距離が短く、物流遅延や品質劣化のリスクが小さい。	輸送距離	長距離輸送でリードタイムが長く、温度管理・梱包技術が重要。賞味期限にも要注意。
長期取引・信用重視。口頭・暗黙の了解も通用しやすく柔軟な対応が可能。	商習慣	契約・書面重視。価格交渉や返品条件も明文化が必須。
消費者ニーズを把握しやすく、商品設計も合わせやすい。	食文化・ニーズ	食文化や嗜好、宗教が国ごとに異なり、国別のニーズ調査が必要。

◇まとめ

- 海外に輸出を行う場合は、法制度への対応や輸送距離の長さへの対応が重要になります。
- 国内取引に比べて、貿易取引では注意すべき事項が多くなり手間がかかります。一方、市場の拡大につながるというメリットもあるので、両方をよく考慮し輸出を検討しましょう。貿易取引の際に想定すべきリスクについては、事項をご参考ください。

0. 輸出に関する基本を知る

参考情報: 貿易取引のリスク

- 貿易取引には信用リスク、物流リスクなど様々なリスクが生じます。また、貿易取引に関連し、運送・貿易・マーケットクレームが発生する可能性もあります。マーケットクレームは、為替変動や市場価格のための値引き要求といった不当なクレームであり、対応が難しいものです。
- 輸出業者に依頼することでこれらのリスクを軽減できますが、**リスクはゼロにはなりません。各種リスクがあることを理解し、輸出に取り組む必要があります。**

重要!

貿易取引におけるリスク

リスク	概要	回避策
信用リスク	取引先の倒産や不払いなどにより、取引が履行されないリスク。海外取引では相手企業の信用度を把握しづらいため、特にこのリスクが高い。	<ul style="list-style-type: none"> • 事前の信用調査※1の実施 • 信用状(L/C)※2や前払い契約の活用 • 貿易保険※3の活用
物流リスク	長距離運送による遅延・破損・温度管理ミスなどにより、商品品質や納期が損なわれるリスク。	<ul style="list-style-type: none"> • 貨物海上保険※4の活用 • 損傷に強い梱包手法を選定
資金負担リスク	代金回収までの間、資金を一時的に立て替えることの負担。	<ul style="list-style-type: none"> • 代金の前払い(前受け) • 信用状(L/C)の活用
代金回収リスク	商品の授受と代金の支払いに時間差が生じることによる支払い遅延、債務不履行のリスク。	<ul style="list-style-type: none"> • 代金の前払い(前受け) • 信用状(L/C)の活用
為替変動リスク	外国通貨での取引における為替変動のリスク。特に相場の変動が激しい場合は、売買の利益がなくなる可能性もある。	<ul style="list-style-type: none"> • 為替予約※5を行う • 円建ての取引を交渉する • 外貨建ての取引となった場合でも、現地通貨ではなくドルやユーロ等の流通量の多い通貨とする
カントリーリスク	戦争、政治不安、経済危機、災害などにより、輸出入や為替送金の停止などの事態に陥るリスク。	<ul style="list-style-type: none"> • 事前に市場調査を行い、国際情勢や当該国の政治経済情勢・社会動向などを把握しておく • リスクが高い国との取引においては、貿易保険を活用する

※1) 信用調査: 信用調査機関を利用するなどの方法で新しい取引先や従来の取引先企業の信用状態を調査すること。

※2) 信用状(Letter of Credit): 輸出地及び輸入地の銀行が、輸出業者及び輸入業者との間に仲介することで、輸出業者・輸入業者双方の決済に係るリスクを減少させる代金決済方法。

※3) 貿易保険: 貿易取引や海外投資において生ずる取引上のリスクをカバーする保険。

※4) 貨物海上保険: 輸送中の貨物損傷や減失等の損害をカバーする保険。

※5) 為替予約: 将来の特定の日付において、特定の為替レートで外貨を売買することを約束する契約。

0. 輸出に関する基本を知る

② 間接貿易と直接貿易の違い

◇背景(なぜ確認が必要?)

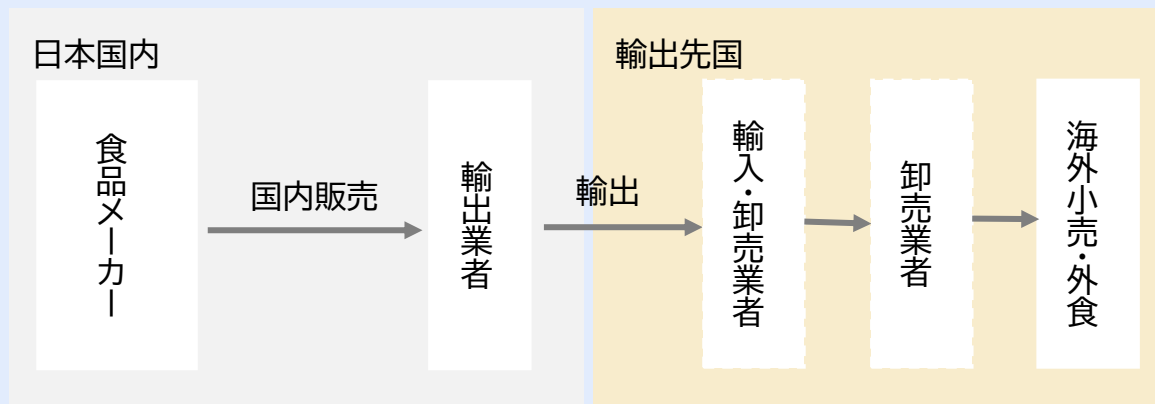
- 加工食品を海外に輸出するには、いくつかの方法があります。それぞれの方法の違いを理解しましょう。

◇ポイント その1

- 加工食品を海外に輸出する方法として、食品メーカーが海外の取引先と直接やり取りする「直接貿易」と、輸出業者(商社や貿易会社など)を通してやり取りを行う「間接貿易」があります。
- 直接貿易は、食品メーカーと輸入業者の当事者間で全ての手続きを行うこと、また輸入業者との言語障壁も考慮すると非常に高度なコミュニケーションが必要です。一方、間接貿易は輸出業者に輸出手続きをお願いできるので、取り組みやすいと言えます。本手引書では、輸出の初期段階の事業者の方を対象としているため、間接貿易を行う場合を想定して解説しています。

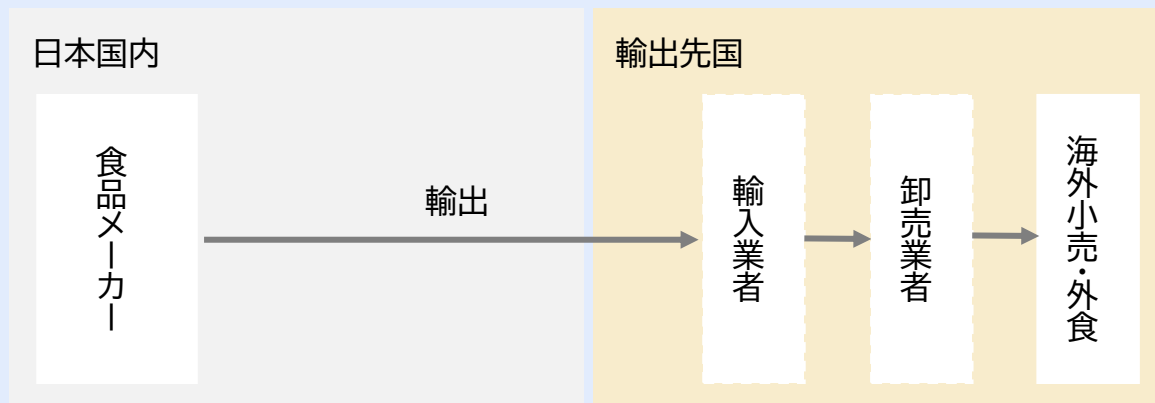
間接貿易

- 国内の輸出業者(商社、貿易会社など)を通じて輸出する方法
- 実質的には国内取引と同じ



直接貿易

- 食品メーカーと海外企業と直接取引して輸出する方法
- 輸入業者等との交渉・契約、物流の確保、通関手続き、決済等の貿易実務を全て自社で手配する



0. 輸出に関する基本を知る

② 間接貿易と直接貿易の違い

◇ポイント その2

- 直接貿易と間接貿易にはそれぞれメリットとデメリットがあります。直接貿易の場合は、輸出手続きに対応することによる負担が重い一方、柔軟に対応できる、輸出業者に対するコストがかからないなどのメリットもあります。
- 間接貿易は、輸出業者にお任せできるため、はじめて輸出する場合に適しています。一方、輸出プロセスにおいて輸出業者への依存度が高くなってしまふことで、現地の状況を把握できなかつたり、仲介業者のコストが末端消費者への提供価格に上乗せになることもあります。

	間接貿易	直接貿易
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ● 貿易実務を輸出業者に任せられるため、手続きが簡略である ● 国内決済のため、為替リスク・代金回収リスクは低い ● 少量取引でも輸送コストをおさえられる 	<ul style="list-style-type: none"> ● バイヤーと直接交渉でき、海外顧客・マーケットとの接点を持つ ● 現地事情が把握しやすい ● 輸出業者に支払うマージンが発生しないため、販売価格が抑えられる。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ● 輸出業者に支払うマージンが発生する ● 現地事情が把握しにくい ● 全体の輸出コストが見えにくい ● 販促は輸出業者任せになってしまう場合が多い 	<ul style="list-style-type: none"> ● 食品メーカーが全ての貿易実務に対応するため、負担が大きい ● 外国語での交渉が必要 ● 貿易取引にかかるリスクを自社で負う ● 少量の取引では輸送コストが割高となる

◇まとめ

- 輸出業者に輸出手続きをお任せできるため、はじめて輸出に取り組む場合は、間接貿易を選択し、商社など貿易実務に詳しい企業に協力を依頼することが重要です。
- 一方、輸出の実績を重ね、余裕が出てきたら、負担は大きいものの柔軟な対応が可能な直接貿易への対応を検討してみてもよいかもしれません。

0. 輸出に関する基本を知る

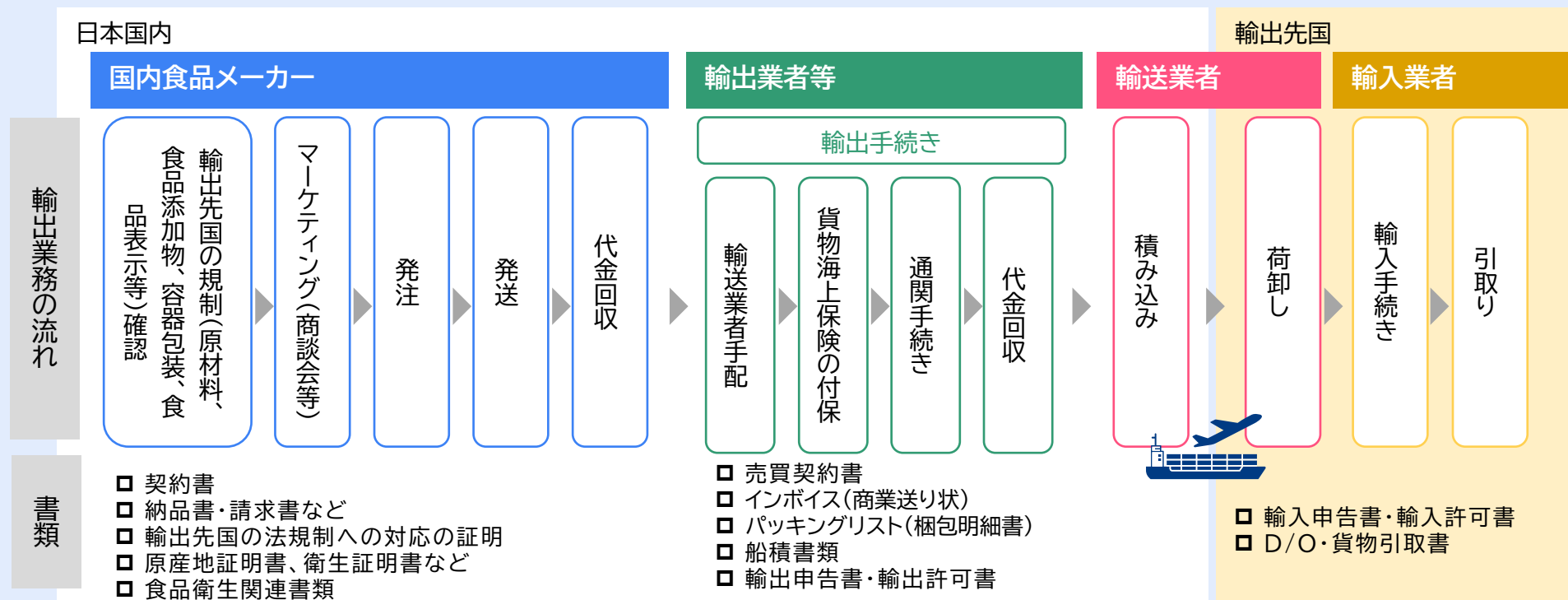
③ 間接貿易における輸出業務の流れ(日本から輸出先国までの動き)

◇背景(なぜ確認が必要?)

- 輸出業者に輸出手続きをお任せするとはいえ、商品を準備する上で注意すべき点や、輸出業者からの要求に対応するために、商品が日本から海外に届くまで、どのような流れをたどるかを理解しておく必要があります。

◇ポイント

- 一般的に、加工食品を海外に輸出するためには、取引業者と契約を行い、製品を輸送し、決済を行う、という流れになります。
- 間接貿易の場合、輸出業者にお任せにはなりますが、どのようなプロセスで輸出が進むのかは把握しておくといよいでしょう。



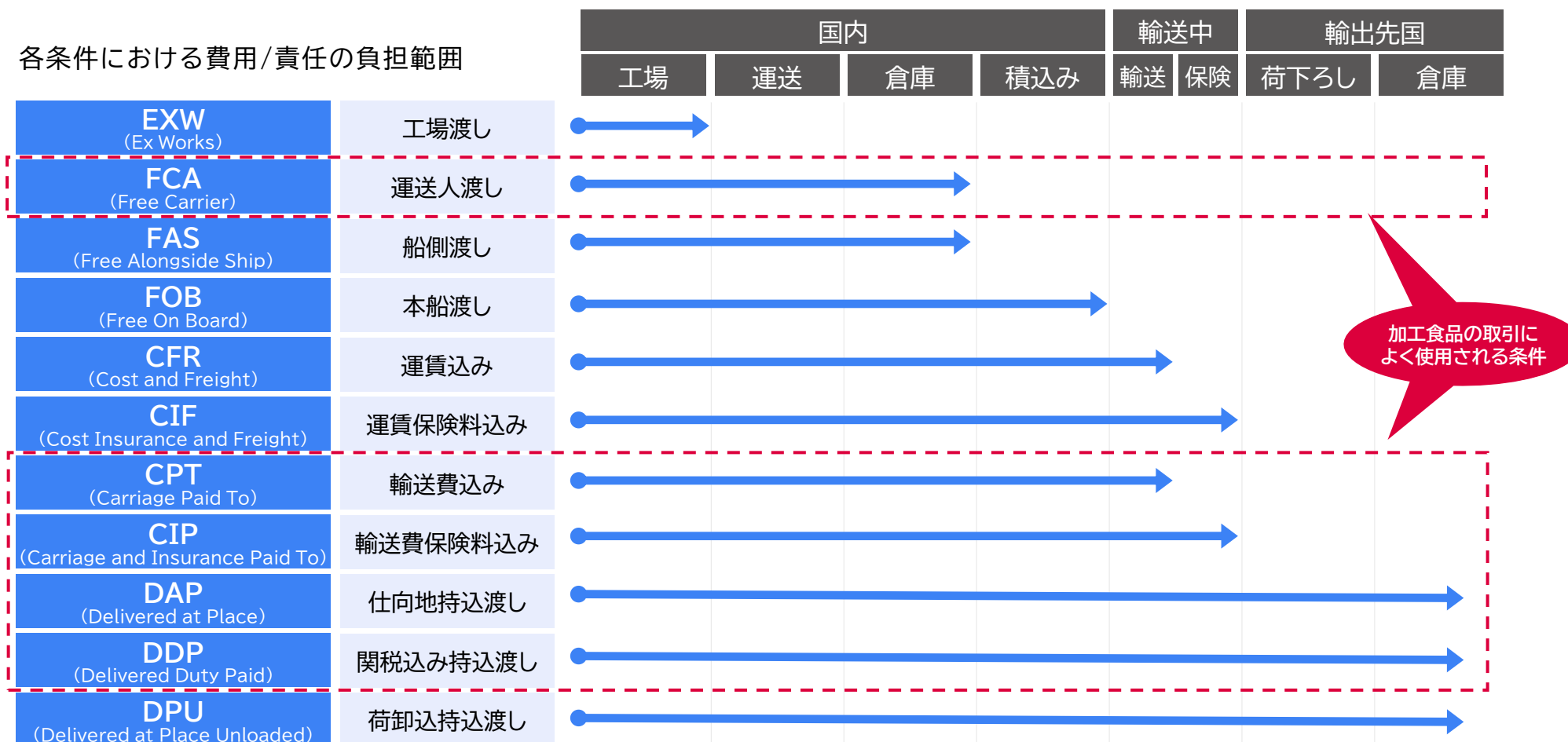
◇まとめ

- 各プロセスには役割を担当する関係者・関係機関があり、それぞれを把握しておくことが、輸出コストを把握する上で重要です。
- 関わる主体の数に応じて、消費者への提示価格が上昇します。

0. 輸出に関する基本を知る

参考情報: 貿易取引条件とその解釈に関する国際規則(インコタームズ)

- 貿易取引では各国の法制度や商習慣の違いによりトラブルが起こりやすいことから、貿易取引条件とその解釈に関する国際規則(インコタームズ)が定められています。
- インコタームズでは、貿易取引で発生する売主と買主の間でのリスク移転時点や、運賃や保険料等の費用負担等について取り決めており、アルファベット3文字で表されます。下図の矢印は、売主が費用負担やリスクに関して責任を持つ範囲になっています。(矢印がない部分は買主の責任範囲)どの条件にするかで、現地での販売価格にも影響を与える可能性があります。
- 慣習でFOB、CFRなどが使われますが、本来コンテナ船には使用できません。



0. 輸出に関する基本を知る

④政府の加工食品の輸出戦略

◇背景(なぜ確認が必要?)

- 日本政府は、農林水産物・食品の輸出に関する目標を立てて、その目標を達成するための戦略を策定しています。
- 戦略の一つとして、事業者の支援があるため、どのような支援が行われているのかを確認しましょう。

◇ポイント

- 日本政府は、2030年までに農林水産物・食品の輸出額5兆円を達成するため、「農林水産物・食品の輸出拡大戦略」を策定しています。
- 戦略では、特に日本の強みを生かせる31品目が輸出重点品目として選定されており、**加工食品として、清涼飲料水や菓子、ソース混合調味料、味噌・醤油があります。**輸出重点品目は、「輸出目標の達成に向けて政策資源を重点的に投入する」とされており、それぞれの品目について、**2030年の輸出額の目標、目標達成に向けた対応方策が提示されています。**

<輸出重点品目>

- 畜産物:牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵
- 農産物:果樹(りんご、ぶどう、もも、かんきつ、かき・かき加工品、なし)、野菜(いちご)、野菜(かんしょ・かんしょ加工品、ながいも、たまねぎ等)、米・パックご飯・加工米飯・米粉及び米粉製品、茶
- **加工食品:清涼飲料水、菓子、ソース混合調味料、味噌・醤油**
- アルコール飲料:清酒(日本酒)、ウイスキー、本格焼酎
- 水産物:ぶり、たい、ホタテ貝・ホタテ貝加工品、牡蠣・牡蠣加工品、真珠、錦鯉
- 林産物:製材、合板、切り花

重要!

清涼飲料水:国別輸出額目標(単位・億円)

国名	2024年実績	2030年目標	国別のニーズ・規制に対応するための課題・方策
合計	574	2,876	-
中国	140	677	<ul style="list-style-type: none"> • 健康ニーズの高まりを受けて、茶系飲料等の販路拡大 • コロナ禍においても堅調な伸びを示した健康ドリンクについて、更なる販路拡大 • 食品添加物規則の改正による対応
米国	94	469	<ul style="list-style-type: none"> • 健康ニーズの高まりを受けて、低カロリー飲料、無糖飲料等の販路拡大
香港	84	385	<ul style="list-style-type: none"> • 健康ニーズの高まりを受けて、茶系飲料、健康ドリンクの販路拡大
ベトナム	40	256	<ul style="list-style-type: none"> • 健康ニーズの高まりを受けて、健康ドリンク、無糖飲料について、販路拡大
豪州	49	169	<ul style="list-style-type: none"> • カフェ店舗等で使用される代替乳ニーズが高まっていることを受けて、豆乳の更なる販路拡大 • 食品関連規則への対応
その他(台湾、UAE等)	167	920	<ul style="list-style-type: none"> • 容器包装及び包装廃棄物規制への対応 (EU) • リサイクルペットボトル流通規制への対応 (台湾) • 着色料をはじめとした食品添加物規則への対応

出所)農林水産省「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」 <https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/progress/index.html>

0. 輸出に関する基本を知る

④政府の加工食品の輸出戦略

◇ポイント

菓子：国別輸出額目標（億円）

国名	2024年実績	2030年目標	国別のニーズ・規制に対応するための課題・方策
合計	409	2,050	—
中国	55	505	<ul style="list-style-type: none"> 中国の輸入停止措置の解除による10都県の輸出再開 商標登録等による模倣品への対応 食品添加物規制改正による対応
米国	84	368	<ul style="list-style-type: none"> 部分水素添加油脂や食品添加物等規制に対応した原材料開発 各社商品の輸送の混載かの推進 大手小売店と取引のある米国商社との関係構築 FDAによる査察情報の共有 カリフォルニア州法（Prop65）への対応として、①カリフォルニア州での販売商品にwarning表示、②カリフォルニア州外への販路開拓 西海岸から東部地域への販路拡大 アジア系以外のマーケットへの拡大
香港	73	243	<ul style="list-style-type: none"> 政情沈静化後の需要の回復 輸入商社を活用した、餅や餡子など類似の食文化に着目した和菓子商品や贈答需要の発掘 部分水素添加油脂規制に対応した原材料開発
台湾	55	206	<ul style="list-style-type: none"> テストマーケティング及び展示会出展による、日本産菓子のPR及びバイヤー等との商談の推進 部分水素添加油脂規則に対応した原材料開発
韓国	25	185	<ul style="list-style-type: none"> 韓国との関係改善による需要回復 テストマーケティング及び展示会出展による、日本産菓子のPR及びバイヤー等との商談の推進
その他（シンガポール、タイ等）	117	543	<ul style="list-style-type: none"> 部分水素添加油脂規則に対応した原材料開発やFDAへの商品登録（タイ） 食品関係規制への対応（タイ） 乳製品に関する規則への対応（豪州） 中華系マーケットへの広がり（豪州） 容器包装及び包装廃棄物規制への対応（EU） EUHACCP認定施設由来の動物性原料の確保（EU） 北欧等への販路拡大（EU） 賞味期限延長に向けた商品開発 他品目、アニメキャラクター等とのコラボレーション、訪日外国人観光客によるSNS投稿推進

ソース混合調味料：国別輸出額目標（億円）

国名	2024年実績	2030年目標	国別のニーズ・規制に対応するための課題・方策
合計	669	3,351	—
米国	151	754	<ul style="list-style-type: none"> 日本食の普及に伴う販路拡大 日本食レストランでのカレーメニュー普及による販路拡大 日本人コミュニティがあるロサンゼルスの開拓 日系マーケット以外への参入 ヴィーガン向けやグルテンフリー商品の開発 低酸性食品等米国食品安全強化法への対応
台湾	96	425	<ul style="list-style-type: none"> 日本食レストラン及び小売店向け需要のほか、健康志向の者に対する販路拡大
EU	68	355	<ul style="list-style-type: none"> 日本食の普及に伴う販路拡大 カレーパン等小麦文化のPRによる認知拡大、学校給食を通じた商流構築、マルセイユ等地方都市の開拓（フランス） カレーパンやカレーうどん等のPR、ヴィーガン対応商品の提案、隣国ウィーン等開拓（ドイツ） ヴィーガン向けやグルテンフリー商品の開発 植物性原料のみを使用した商品開発等混合食品規制への対応 容器包装及び包装廃棄物規制への対応
韓国	59	290	<ul style="list-style-type: none"> 若年層に広がる日本ブームによる日本食レストラン増加に伴う販路拡大
香港	48	212	<ul style="list-style-type: none"> 中華系を除く外国料理店で最大シェアを占める日本食レストランに対する販路拡大
英国	17	91	<ul style="list-style-type: none"> 日本食の普及に伴う販路拡大 米食文化があるロンドンにおいて、「カツカレー」の浸透による外食・内食ニーズの更なる販路拡大
その他（豪州、中国等）	230	1,224	<ul style="list-style-type: none"> 日本食の普及に伴う販路拡大 食品添加物規則改正への対応（中国） 食品関係規制への対応（タイ） カレー認知のため、①インバウンド等の活用や日本食レストランへの普及による認知拡大、②現地卸売や小売との関係構築、③炊飯器がない国・地域での家庭用需要に向けて、パックご飯と合わせた購入を提案 ヴィーガン、グルテンフリー、ハラール対応商品の開発

出所）農林水産省「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」 <https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/progress/index.html>

0. 輸出に関する基本を知る

④政府の加工食品の輸出戦略

◇ポイント

味噌・醤油：国別輸出額目標（億円）

国名	2024年実績	2030年目標	国別のニーズ・規制に対応するための課題・方策
合計	185	926	－
EU	48	241	（味噌・醤油） ・ オーガニック・グルテンフリー等の特色ある原料や木桶仕込み等の伝統的製法など、特色ある商品の販売拡大 ・ 需要を牽引する国々の周辺国への広がり（ポーランド、北欧） （味噌）日本食に加え、現地ローカルメニューや菓子類への味噌の調味料用途の拡大を推進 （醤油）需要を牽引する日本食レストランの増加の下でのローカルメニュー需要の取込みを推進
米国	37	167	（味噌・醤油）ミレニアル世代と呼ばれる若い世代や健康志向の者向けの高品質な商品需要の取り込みを拡大・強化 （味噌）認知度が低い東海岸及び中西部への販路開拓 （醤油）市場が成熟しつつあることから、多様な醤油を紹介、深掘りし、B to Bの販売拡大
中国	12	81	（味噌・醤油） ・ 富裕層向けを基本に、日本食レストランや現地小売店の他、子供を持つ若い世代や女性層等の健康志向の需要の取込みを拡大・強化 ・ 中国の輸入停止措置の解除による10都県産（味噌の主産地が含まれる）の輸出再開
韓国	11	58	（味噌）現地産との差別化・日本産の強みの流通段階での訴求
豪州	11	48	（醤油）現地小売店、健康志向の者向けの高品質な商品需要の取込みを拡大・強化
その他（英国、香港等）	66	331	（味噌・醤油） ・ インバウンドを活用した蔵めぐりや現地の食文化に合った食べ方の提案（台湾） ・ 日本食レストラン等業務用需要を基本に、日本の味を好む若年層などの需要の取り込みを拡大・強化（タイ、マレーシア、フィリピン） ・ 知名度の定着と家庭用向けの利便性・簡便化商品の販売を強化・ハラール認証団体から認証を受けたハラール商品マーケットを拡大 （醤油）ソースやドレッシング等の原料として現地企業への提案

出所）農林水産省「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」 <https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/progress/index.html>

◇まとめ

- ・ 清涼飲料水、菓子、ソース混合調味料などの加工食品は、政府の輸出戦略における輸出重点品目に指定されて、輸出先国ごとに個別の目標が設定されており、対策も想定されています。
- ・ 自社商品がこれらに該当する場合は、政府の支援策を活用できる可能性があるため、こうした仕組みをうまく活用しましょう。

1. 輸出に向けた体制等を準備する

輸出に向けては、自社にあった輸出業者を見つけて体制を構築する必要があります。

- ①食品メーカーと輸出業者等の役割
- ②輸出業者の探し方・輸出業者との連携
- ③HSコードを理解し分類する

1. 輸出に向けた体制等を準備する

①食品メーカーと輸出業者等の役割

◇背景(なぜ確認が必要?)

- 間接貿易を行う場合、食品メーカーは輸出業者を見つけて、輸出に関する業務を依頼することになります。さらに商品を海外で販売するためには、輸出業者以外にも様々な関係者・関係機関が関与します。
- 食品メーカーと輸出業者等の役割を理解し、食品メーカーとして対応が必要な事項を確認します。

◇ポイント

- 間接貿易を行う場合、食品メーカーは輸出関連の手続き全般を輸出業者に依頼することになります。輸出業者には、商社や貿易会社、問屋、卸売業者、個人などが該当します。輸出業者は、輸送や通関手続きを担当し、輸出先国の輸入業者に商品を引き渡します。商品は輸入業者・バイヤーを通じて、マーケットで消費者に販売されることになります。
- 輸出業者が各種手続きを行うこととなりますが、**輸出業者が円滑に手続きを進めるためには、食品メーカーの協力は必須です。また、現地での販促活動についても、輸出業者や輸入業者等と連携することで、商品の売上拡大につながります。**
- 輸出業者に任せきりにせず、食品メーカーも積極的に販促活動に関与することが、輸出を成功させる鍵になります。

重要!

表 輸出の関係者とその役割

区分	主な役割
食品メーカー	輸出先国の検討・決定、輸出先国の各種規制への対応した商品の規格、設計、製造、輸出業者等からの要請への対応(輸出先国の規制に対応していることの証明など)、現地における販促活動
輸出業者(商社、貿易会社、卸売業者、個人など)	輸送業者の手配・管理、輸送中の事故などに備えた保険の付保、輸出通関手続き、輸入業者等への商品の受け渡し、輸入業者とのやり取り
輸入業者・バイヤー(卸売業者、小売業者、外食事業者など)	輸入通関手続き、商品の引き取り、現地販売チャネル(卸・小売)への商品の提供、輸出業者とのやり取り、小売・外食・ECなどに提供、もしくは現地市場で最終消費者に販売・提供

◇まとめ

- 間接貿易の場合、輸出業者が輸出のための各種手続きに対応してくれますが、輸出を成功させるためには食品メーカーの協力が欠かせません。
- 特に現地での販促活動への関与が、自社商品の販売状況を左右するので、輸出業者や輸入業者・バイヤーとの連携を強化しましょう。

1. 輸出に向けた体制等を準備する

②輸出業者の探し方・輸出業者との連携

◇背景(なぜ確認が必要?)

- 輸出を成功させるためには、自社にあった輸出業者を見つけることが重要です。
- 間接貿易の場合、**食品メーカーにとって輸出業者は、単に輸出手続きに対応してくれる事業者ではなく、輸出をともに進める大事なパートナーとなります。**輸出業者とのマッチングイベントなどを活用して、適切なパートナーを探します。

重要!

◇ポイント

- はじめて輸出をする場合、どのような輸出業者がいるのかを把握するのは難しいです。ジェトロでは、食品メーカーと輸出業者とのマッチングの機会(商社マッチング)を提供しており、この場を活用するとよいでしょう。
- ジェトロでは、日本産農水産物・食品の輸出を希望する事業者と、食品輸出に携わる国内商社との対面式商談会を実施しています。
- 商談会の開催情報は、ジェトロのウェブサイト(イベント情報)から確認できますので、まずは申請してみるとよいでしょう。
- イベントは、条件での絞り込みが可能で、初心者向けのイベントなどを選択することもできます。

ジェトロ:イベント情報 <https://www.jetro.go.jp/events/>

The screenshot shows the JETRO website's event information page. The page title is "イベント情報 | ジェトロ" and the URL is "https://www.jetro.go.jp/events/". The main heading is "イベント情報" with an RSS icon. Below the heading, there is a section for "条件で絞り込む" (Filter by conditions) with various checkboxes for event types, target audiences, locations, and industries. The "絞り込み" (Filter) button is highlighted. Below the filters, it says "294件中1件該当しました。" (1 of 294 items match). A table of search results is shown with columns for "カテゴリ" (Category), "タイトル" (Title), "開催日" (Date), "開催場所" (Location), and "ステータス" (Status). One result is visible: "【参加者募集】(茨城県内企業限定) 米国北西部日系スーパーとの食品輸出商談会 in 茨城" (Recruitment for participants (limited to companies in Ibaraki Prefecture) Food export business meeting with US West Coast Japanese supermarket in Ibaraki), with dates "2026年02月18日 ~ 2026年02月19日" and location "ひたちなか、水戸".

◇まとめ

- 間接貿易の場合、輸出業者が各種手続きを請け負ってくれますが、輸出を成功させるためには食品メーカーの協力が欠かせません。

1. 輸出に向けた体制等を準備する

③HSコードを理解し分類する

◇背景(なぜ確認が必要?)

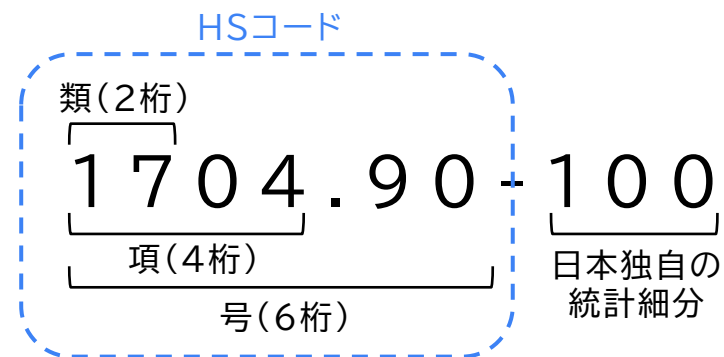
- HSコードとは、「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約(HS条約)」に基づき、産品を系統的に分類するために定められた6桁の世界共通の番号です。
- 輸入申告とともに納税する関税額は、HSコードに各国の国内統計細分を加えた輸入統計品目番号ごとに定められた関税率や数量ごとの関税の額に基づいて計算されます。このため、**HSコードを正しく特定しないと正しい関税額を計算することができず、自社商品がどのHSコードに分類されるかを把握しておくことが重要になります。**HSコードの分類については商社に確認すると良いでしょう。(P.44を参照)

◇ポイント

- 日本では、輸出の場合には、輸出統計品目表で、輸入の場合には実行関税率表で、HSコード及び統計細分を確認します。
- **HSコードの分類を適切に行うには専門的な知識が必要です。判断に迷う場合は、最寄りの税関に相談するとよいでしょう。**最終的なHSコードの判定は輸入国税関によって行われるため、同じ商品であっても輸入国・地域によって異なる分類がなされることがあります。

統計番号 Statistical code		品名 Description	単位 Unit		他法令 Law
番号 H.S. code			I	II	
1702.90	000	－その他のもの（転化糖並びにその他の糖類及び糖水の混合物で果糖を乾燥状態において全重量の50%含有するものを含む。）		KG	
17.03		糖みつ（砂糖の抽出又は精製の際に生ずるものに限る。）			
1703.10	000	－甘しや糖みつ		MT	
1703.90	000	－その他のもの		MT	
17.04		砂糖菓子（ホワイトチョコレートを含むものとし、ココアを含有しないものに限る。）			
1704.10	000	－チューインガム（砂糖で覆つてあるかないかを問わない。）		KG	
1704.90		－その他のもの			
	100	－－キャンデー類		KG	
	200	－－ホワイトチョコレート		KG	
	900	－－その他のもの		KG	

例

第17類
糖類及び砂糖菓子1704
砂糖菓子1704.90-100
キャンデー類

税関 輸出統計品目表

<https://www.customs.go.jp/yusyutu/index.htm>

税関:品目分類・関税率についての問い合わせ先(関税鑑査官)

<https://www.customs.go.jp/question2.htm#b>

◇まとめ

- まずは輸出統計品目表を確認し、自社商品との対応を確認しましょう。迷う場合は税関などに相談するとよいでしょう。

2. 輸出先国を選択する

加工食品の種類別、国別の輸出動向や、国ごとの輸出しやすさなどを確認し、輸出先国を検討します。

- ①日本における加工食品の輸出状況
- ②加工食品の輸出動向
- ③国ごとの輸出のハードル

2. 輸出先国を選択する

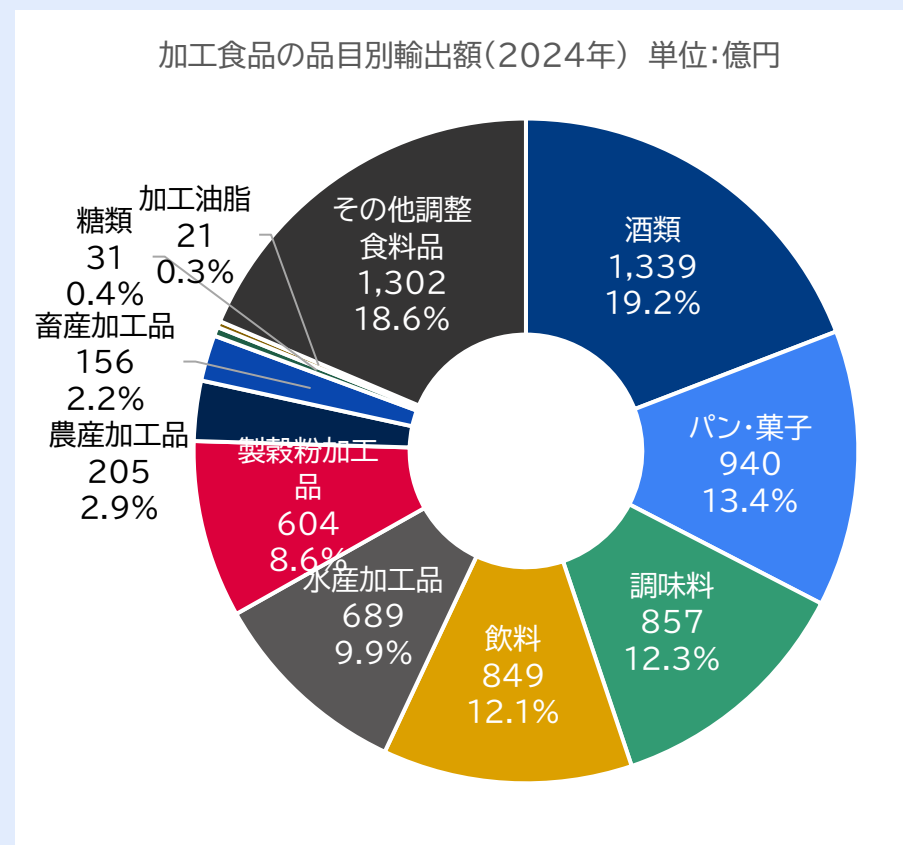
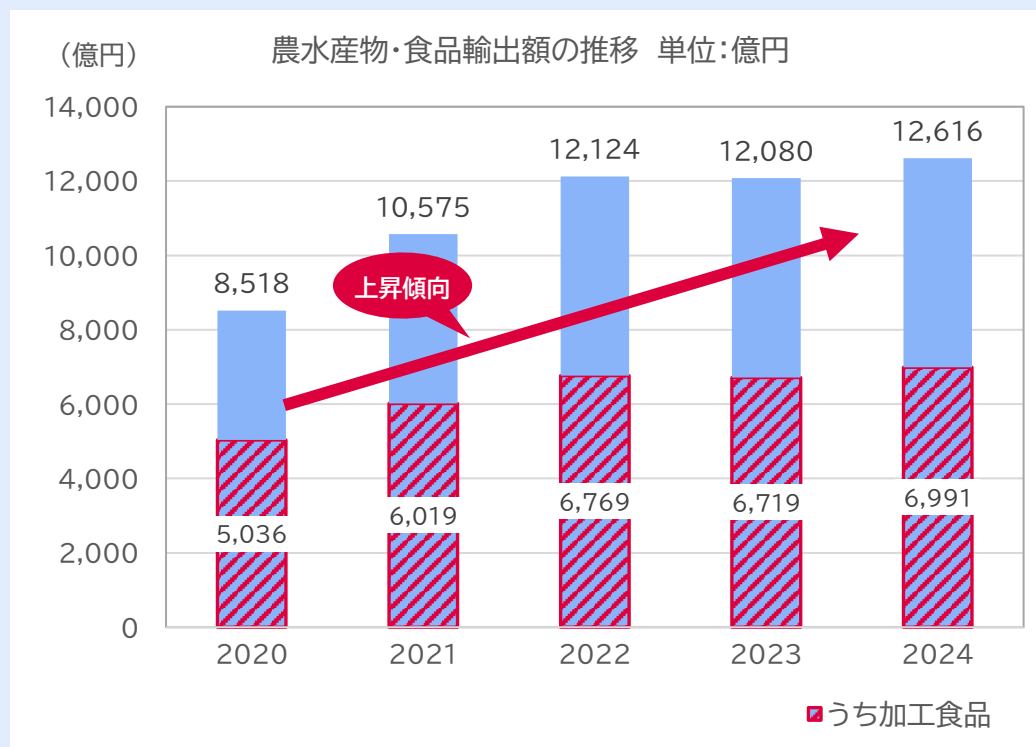
①日本における加工食品の輸出状況

◇背景(なぜ確認が必要?)

- 日本の加工食品は海外でどのくらい需要があるのでしょうか？また、その市場は拡大傾向にあるのでしょうか？
- まずは、加工食品の輸出について全体的な傾向を把握して、輸出戦略を検討しましょう。

◇ポイント

- 農水産物・食品の輸出総額は全体として増加傾向にあり、加工食品は全体の半分程度となっています。
- 加工食品の内訳をみると、酒類、パン・菓子、調味料、飲料の順となっています。



※本手引書の「加工食品」は、農林水産省輸出拡大戦略の農林水産物・食品の輸出に関する統計情報における「加工食品」から一部の加工食品の統計値を抜粋したものです。

※酒類は国税庁所管であるため、本手引書では対象外としています。

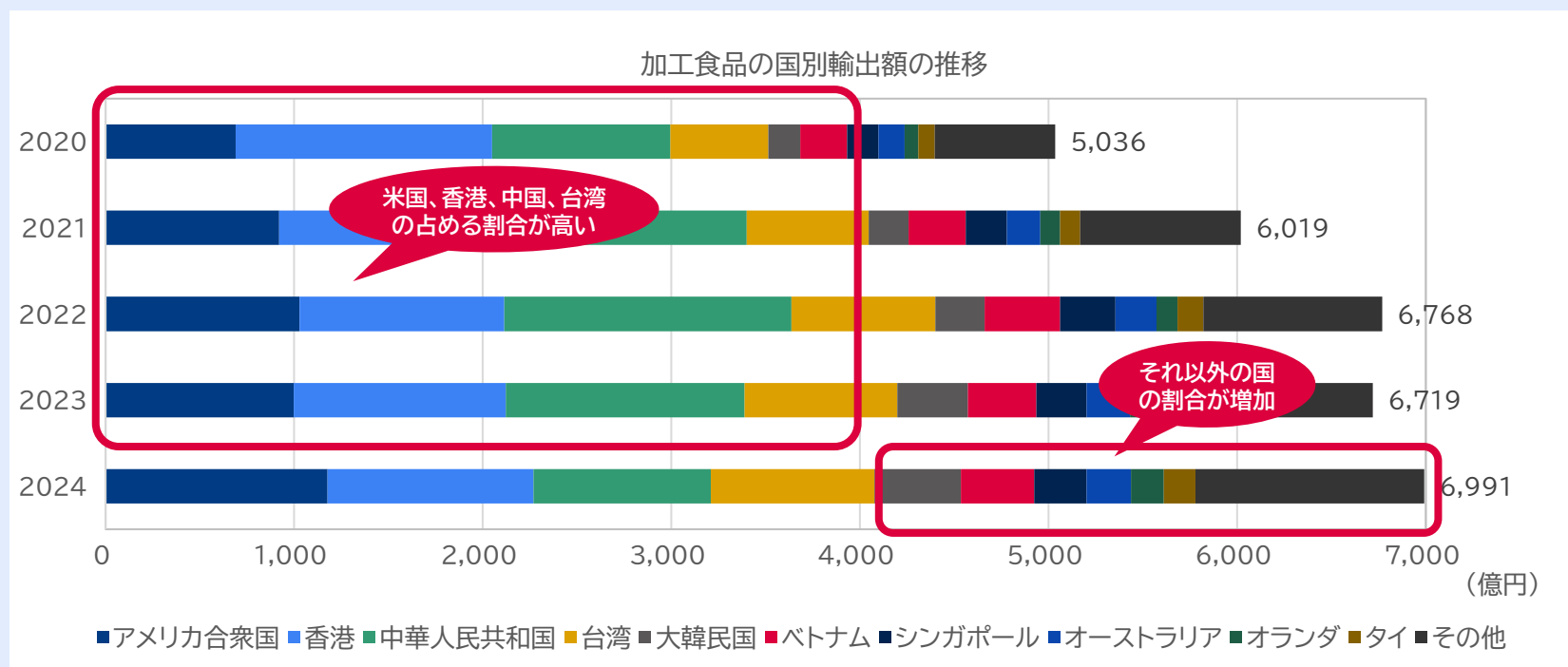
出所) 財務省「貿易統計」より作成

2. 輸出先国を選択する

①日本における加工食品の輸出状況

◇ポイント

- 加工食品の国別の輸出額は、増加傾向にありましたが、2022年以降は鈍化傾向です。
- 国別の輸出額を見ると、**これまでは米国、香港、中国、台湾の占める割合が高いですが、2023年以降は潮流が変わり、それ以外の国の占める割合が高くなってきています。**



出所)財務省「貿易統計」より作成

◇まとめ

- 加工食品の輸出額は年々増えており、主要な輸出先国の構造も変化してきています。(米国や香港、中国、台湾→それ以外へ)
- 全体的にみると、加工食品の輸出により海外市場を開拓できる可能性は高いと想定されますが、品目や輸出先国の状況は様々です。以降の頁にて個別品目の状況を解説するので、その情報も確認し戦略を検討しましょう。

2. 輸出先国を選択する

②加工食品の輸出動向

◇背景(なぜ確認が必要?)

- 代表的な加工食品である、清涼飲料水、菓子、ソース混合調味料については、海外の輸出はどのようになっているのでしょうか？
- これらの輸出動向を把握することで、当該品目だけでなく、関連する加工食品の輸出戦略を検討する際の参考となります。

◇ポイント

- ここでは、清涼飲料水、菓子、ソース混合調味料として、以下の品目について最近の輸出実績の経年変化を確認し、輸出傾向と対策を理解します。
- 輸出実績以外のトピックがあれば、これについても解説します。

区分	個別品目
パン・菓子	A 砂糖菓子(チューインガム、キャンデー、ホワイトチョコなど)
	B チョコレート(チョコレート、ココア調製品)
	C 米菓(あられ、せんべい)
	D その他菓子(パン・ペーストリー・ケーキ・ビスケット)
飲料	E 果実・野菜ジュース
	F コーヒー、茶
	G その他飲料(加糖の飲料水、豆乳、ノンアルコール)
調味料	H ソース混合調味料(ケチャップ、マスタード、インスタントカレー、ウスターソース、マヨネーズ、ドレッシング、その他)
	I 味噌・醤油

- 上記の商品を輸出する際のハードルと対策については、(一財)食品産業センターの「海外輸出規制プラットフォーム」のお役立ち資料集にある「輸出課題対応事例集～輸出に伴うハードル及び対応の方向性」をご参考ください。

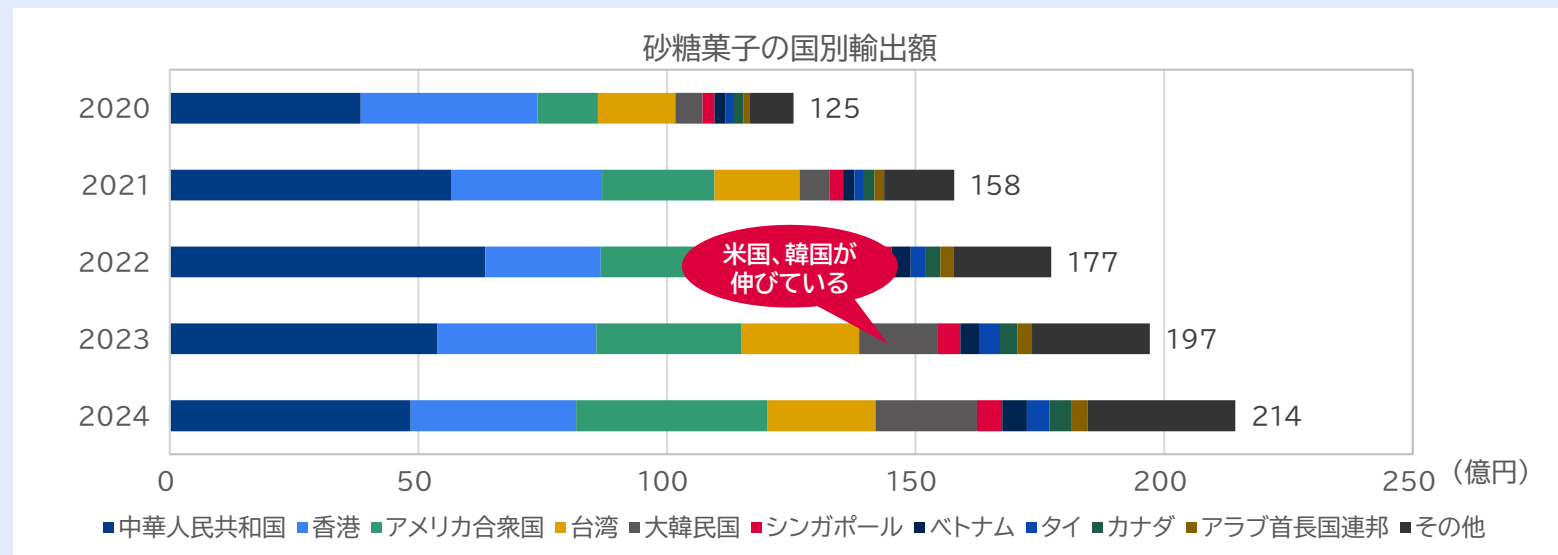
海外輸出規制プラットフォーム:輸出課題対応事例集～輸出に伴うハードル及び対応の方向性
令和3年度補正予算 加工食品の国際標準化事業 輸出先国における規制の食品産業への影響調査
<https://yushutukisei.com/other/?c=docs&pfy=2022>

2. 輸出先国を選択する

②加工食品の輸出動向

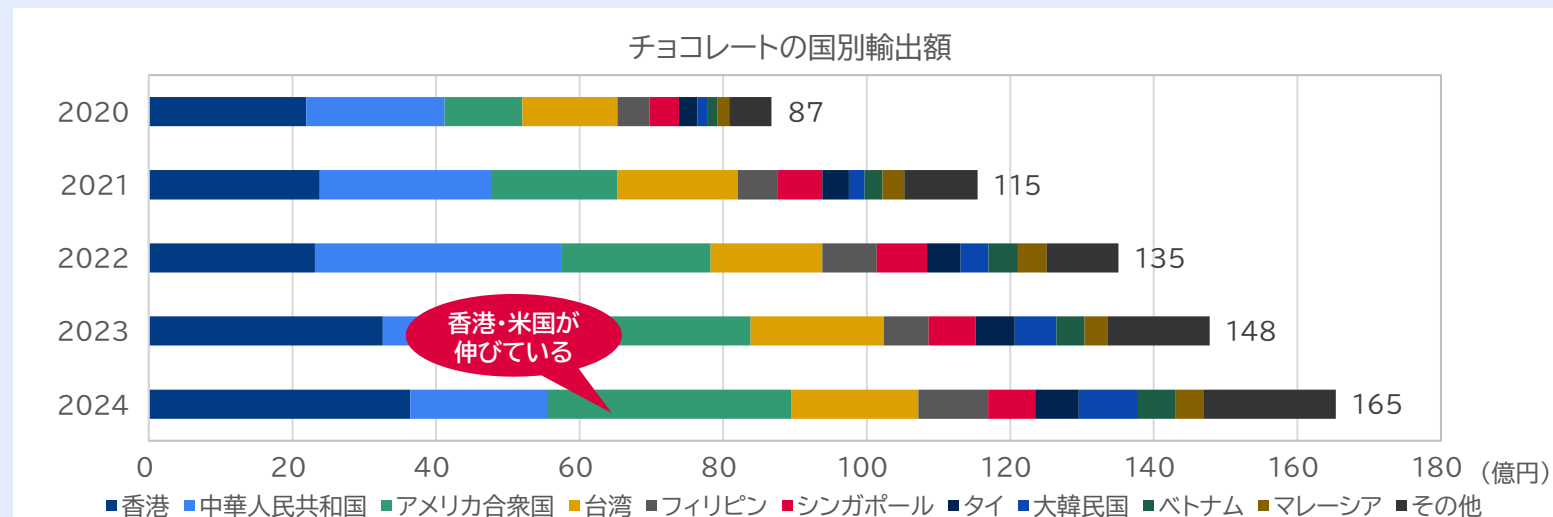
A 砂糖菓子

- 砂糖菓子の国別輸出額を見ると、年々順調に増加している。国別の割合として中国が大きい、伸び率が高いのは米国や韓国。



B チョコレート

- チョコレートの国別輸出額を見ると、年々順調に増加している。特に香港や米国の伸び率が高く、全体に占める割合も大きくなっている。

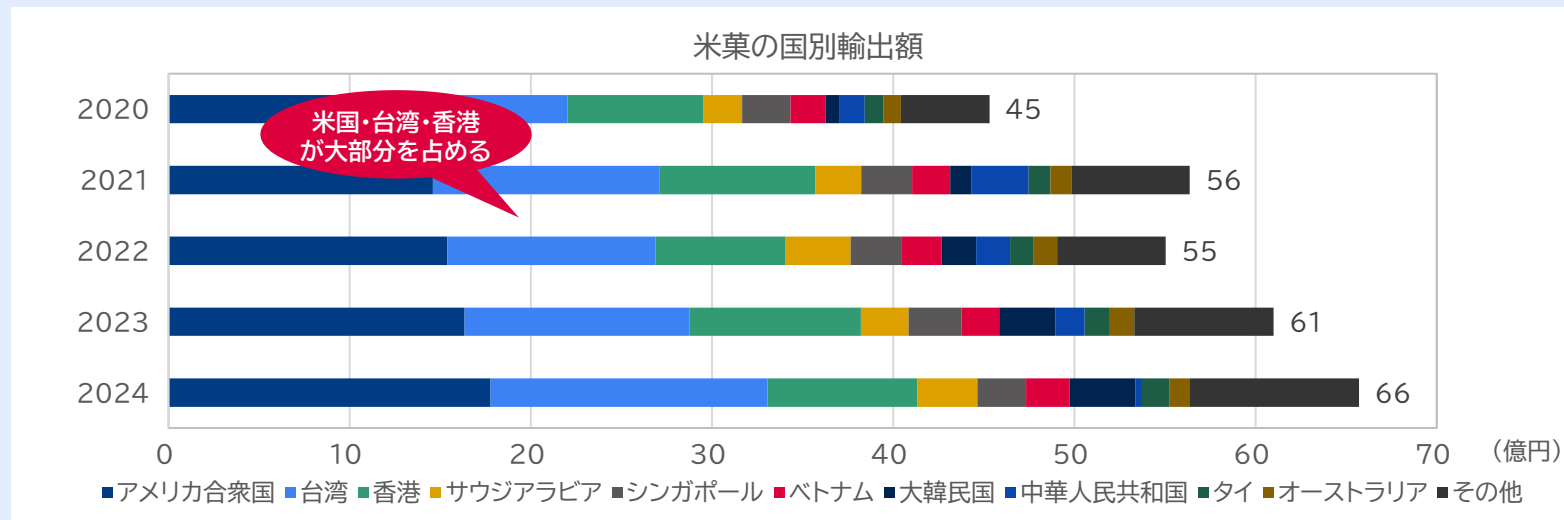


2. 輸出先国を選択する

②加工食品の輸出動向

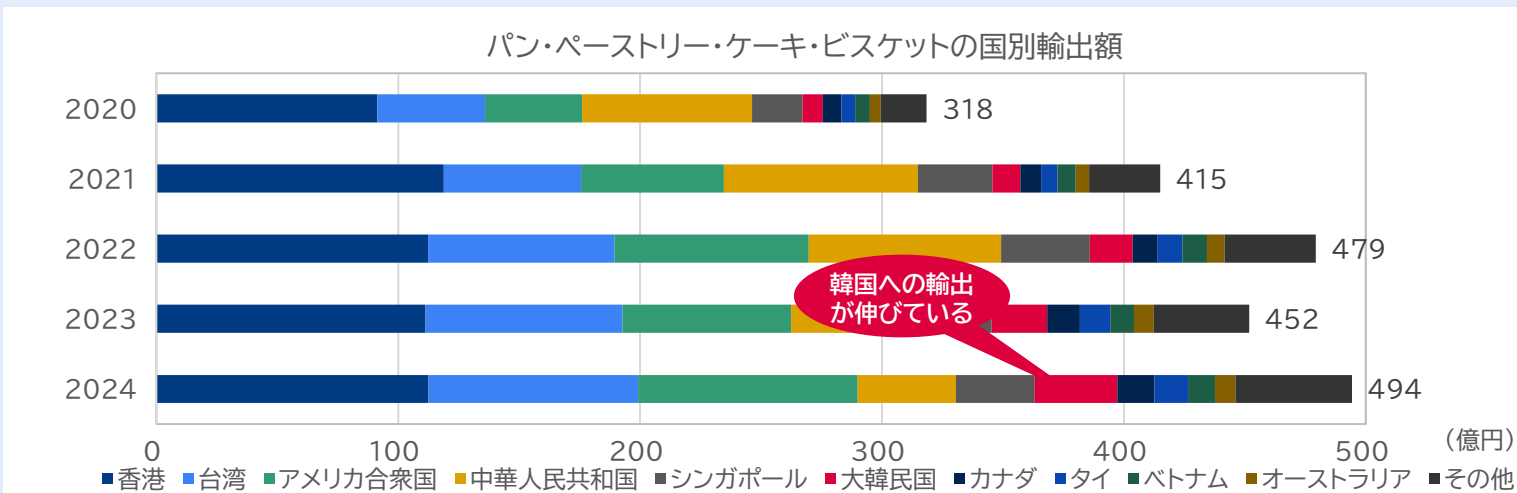
C 米菓

- 米菓の国別輸出額を見ると、緩やかな増加傾向にある。米国、台湾、香港への輸出が大半を占める。



D その他菓子

- パン・パーストリー・ケーキ・ビスケットの国別輸出額は、2023年に一度落ち込んだものの、全体としては増加傾向。
- 香港、台湾、米国が大半を占めるが、近年韓国への輸出が増加中。



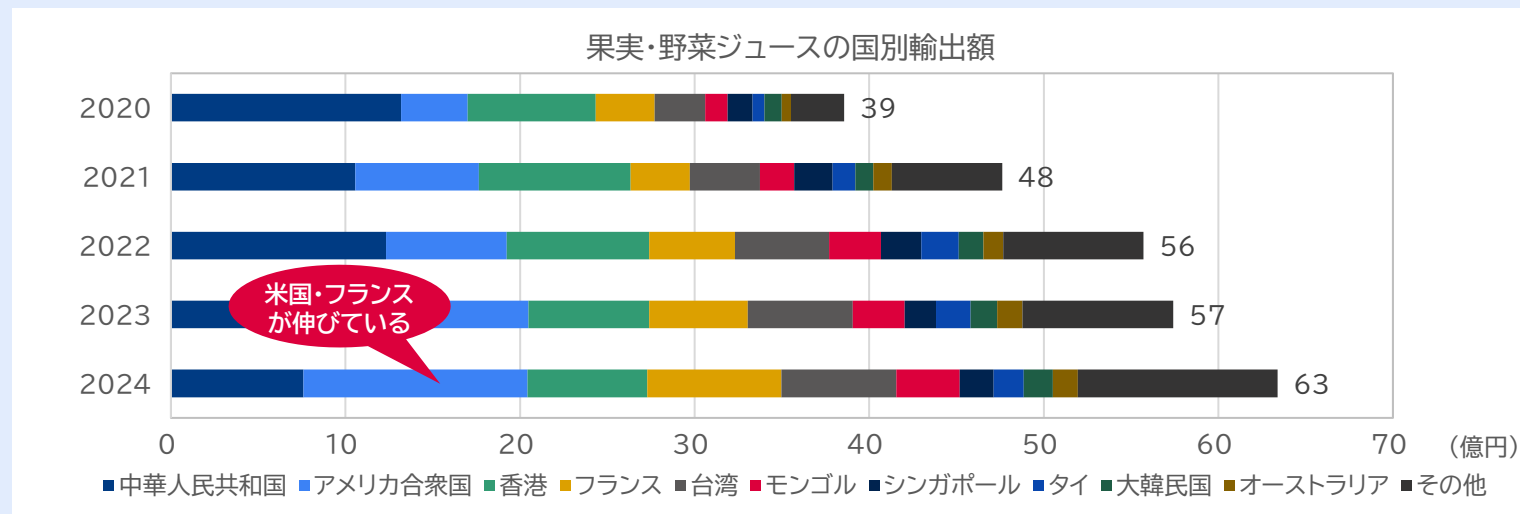
出所) 財務省「貿易統計」より作成

2. 輸出先国を選択する

②加工食品の輸出動向

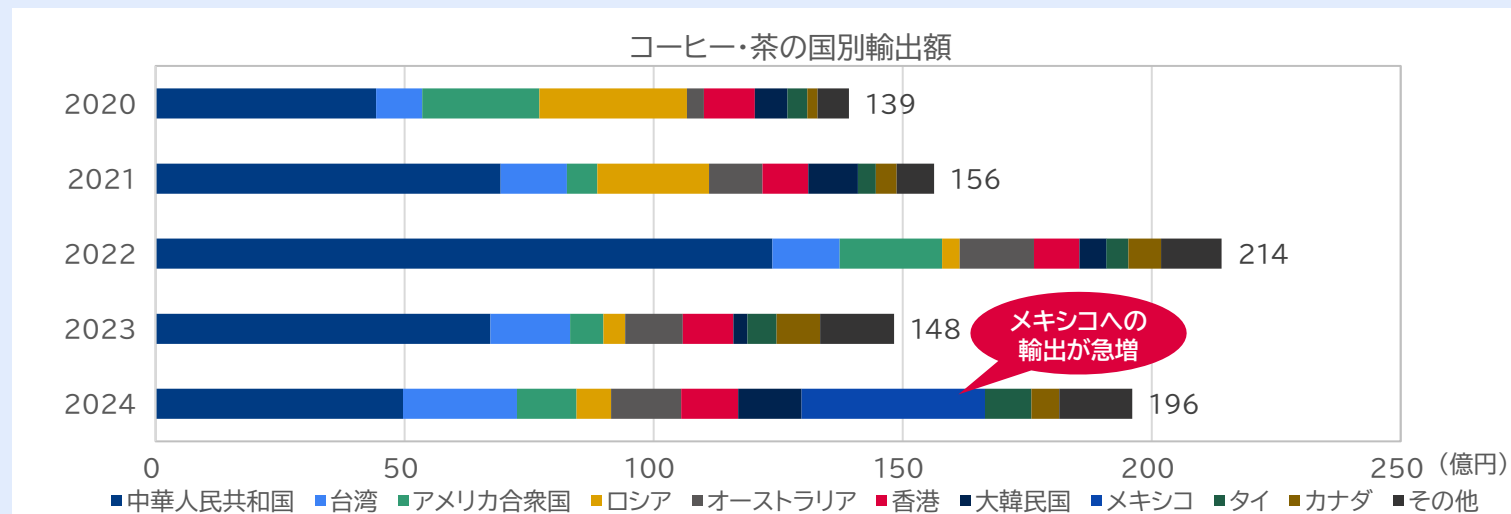
E 果実・野菜ジュース

- 果実・野菜ジュースの国別輸出額を見ると、年々緩やかに増加している。伸び率が高いのは米国やフランス、台湾など。



F コーヒー、茶

- コーヒー・茶の国別輸出額を見ると、中国やロシアへの輸出が減少していることもあり、年によって変動が激しい。
- 国別の割合は依然として中国が大きい、直近ではメキシコへの輸出が急激に伸びている。



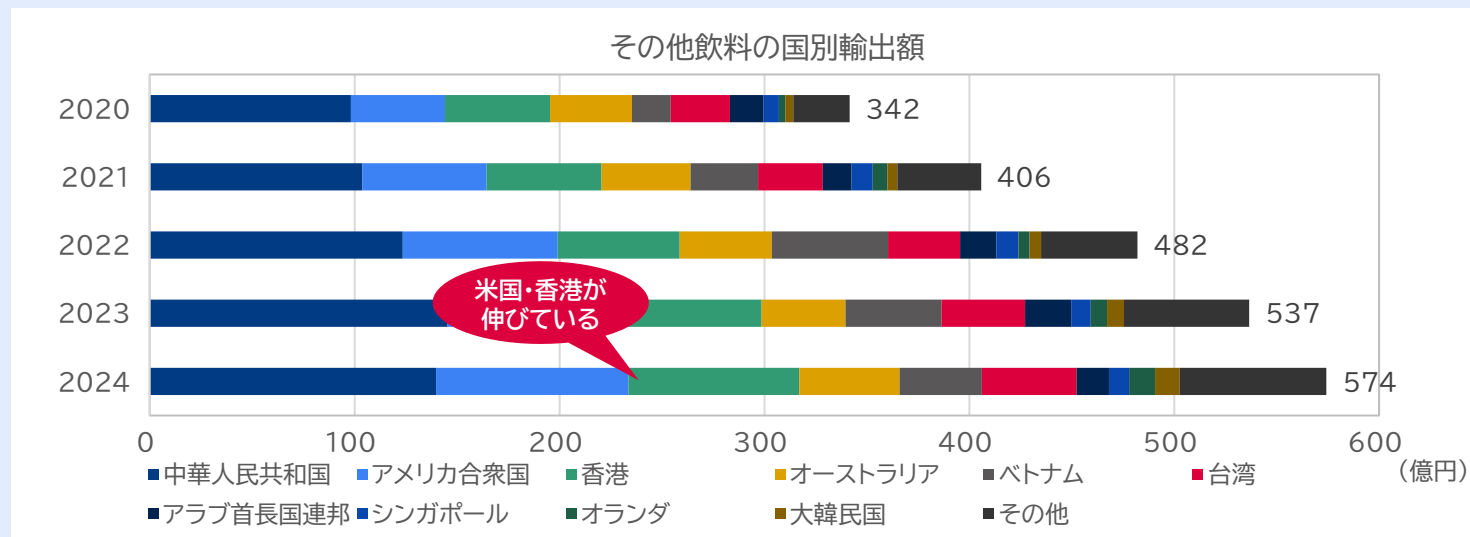
出所) 財務省「貿易統計」より作成

2. 輸出先国を選択する

②加工食品の輸出動向

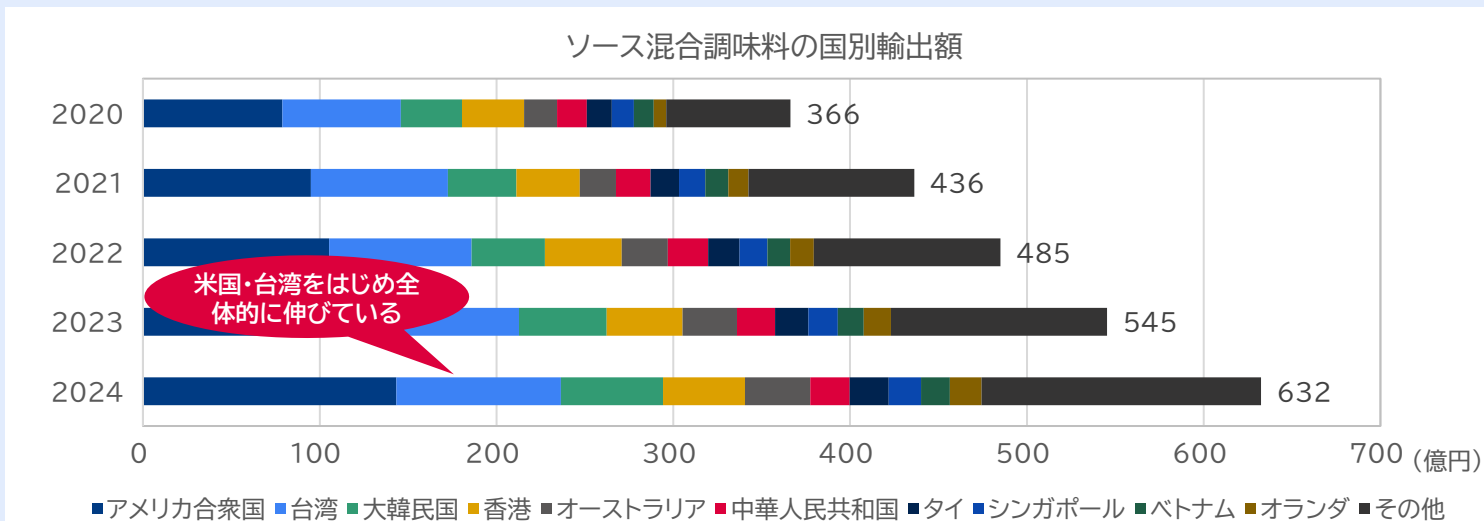
G その他飲料

- その他飲料の国別輸出額を見ると、年々順調に増加している。中国、米国、香港が大きな割合を占めており、米国や香港は伸び率が高い。



H ソース混合調味料

- ソース混合調味料の国別輸出額を見ると、年々順調に増加しており、どの国も偏りなく伸び率が増加している。

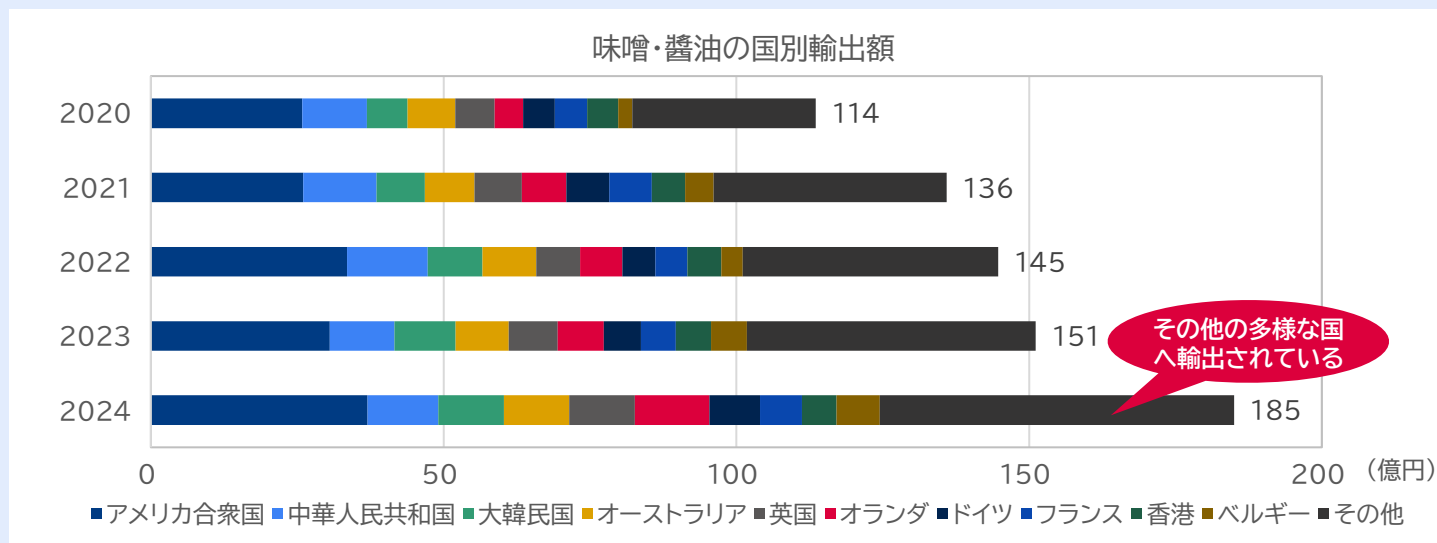


2. 輸出先国を選択する

②加工食品の輸出動向

I 味噌・醤油

- ・ 味噌・醤油の国別輸出額を見ると、年々緩やかに増加してきたが、2024年は輸出額が大きく伸びた。
- ・ 国別の割合としては米国が大きいですが、ヨーロッパなどの多様な国々へ輸出されている。



出所)財務省「貿易統計」より作成

まとめ

- ・ 品目ごとに、国別の輸出動向は様々です。
- ・ 競争相手は多岐にわたりますが、既に販路が開かれている国にチャレンジするのか、競争相手はいないが販路が開かれていない国にチャレンジするのかなど、最新のトピックにも注意しながら、輸出戦略を立てていきましょう。

2. 輸出先国を選択する

③国ごとの輸出ハードル

◇背景(なぜ確認が必要?)

- どの国を輸出先とするかで、輸出のハードルには違いがあります。
- 関税、食品関連規制、市場規模などから、輸出のしやすさを評価し、自社の商品との相性を見て輸出先国を検討しましょう。

◇ポイント

- 米国やEUでは、**畜肉エキスを含む食品や既存の食品添加物に関する規制への対応について、場合によっては輸出できないこともあるため、注意が必要となります。また、日本からの距離も遠く、賞味・消費期限についても検討が必要です。**
- 上記のようなデメリットはある一方で、**いずれも市場は大きく安定した基盤があるというメリットがあります。**また、米国やEUのような厳しい規制に対応できていれば、他の国への展開も容易になります。
- 輸出に向けて、確認したり対応すべき事項が多い国・地域ではありますが、ハードルを越えることにより得られるメリットも大きいと言えるでしょう。

輸出先国	関税	食品関連規制(加工食品の観点から)	市場規模(2023年)
米国	△ 米国関税措置の影響により多くの加工食品の税率は15%に引き上げ	△ <ul style="list-style-type: none"> • 畜肉エキスを含む食品や、既存の食品添加物に関する規制への対応について注意が必要。 • 加工食品を輸出する際は、食品医薬品局(FDA)の施設認定やFDAへの事前通知、FDAの監査対応が必要。食品安全強化法(FSMA)等食品安全規制に対応した食品衛生管理が必須。 	◎ 80,874億ドル
EU	◎ 経済連携協定(EPA)によりほとんどの品目で無税	△ <ul style="list-style-type: none"> • 畜肉エキスを含む食品や、既存の食品添加物に関する規制への対応について注意が必要。 • 食肉処理施設、ケーシング施設、乳製品・卵製品加工施設、水産加工施設などは施設認定が必要。 • 混合食品(動物性加工済原料を含む食品)についてはその動物性加工済原料(水産物を含む)をEU認定施設で製造される必要がある。 • 包装資材に関連する規制も厳しい。 	◎ 12,589億ドル (※参考としてフランスのデータを使用)

2. 輸出先国を選択する

③国ごとの輸出ハードル

◇ポイント

- 日本に近い東アジア諸国は、**米国やEUに比べると注意すべき規制は少なく、さらに距離も近い**ため輸出のハードルは下がると言えます。
- 香港などはほとんどの品目で無税であり、実際に加工食品の国別の輸出額を見ても、香港の割合は高いです。
- 一方で、原発事故に伴う輸入規制を設けている国もあります。**国家間の関係の状況によっては、輸出環境にも影響が出る**ため、不安定なところもあります。

輸出先国	関税	食品関連規制(加工食品の観点から)	市場規模(2023年)
中国	○ 畜産加工品、菓子、飲料、調味料、一部の酒類に6-20%程度の関税がかかる	△ <ul style="list-style-type: none"> 原発事故に伴う輸入規制あり。 畜肉エキスを含む食品や、既存の食品添加物に関する規制への対応について注意が必要。 中国税関に対して食品の製造・加工・貯蔵・保管施設の届出と登録が必要。 	◎ 57,804億ドル
香港	◎ ほとんどの品目で無税	○ <ul style="list-style-type: none"> 原発事故に伴う輸入規制あり。 既存の食品添加物に関する規制への対応について注意が必要。 食肉・加工施設について施設認定が必要。 	△ 762億ドル
台湾	○ アルコール飲料や畜産加工品など一部関税の対象となる品目がある	◎ <ul style="list-style-type: none"> 既存の食品添加物に関する規制への対応について注意が必要。 食肉処理施設について施設認定が必要。水産加工業者は登録が必要。 	○ 1,589億ドル
韓国	△ 畜産加工品、調味料、菓子、酒類など関税対象が多く、8-30%程度の関税がかかる	○ <ul style="list-style-type: none"> 原発事故に伴う輸入規制あり。 既存の食品添加物に関する規制への対応について注意が必要。 食肉・卵加工施設、水産加工施設は施設認定が必要。 韓国食品医薬品安全処長に対して、輸入業者または食品製造事業者に関する情報を申請し登録する必要がある。 	—

2. 輸出先国を選択する

③国ごとの輸出ハードル

◇ポイント

- タイとベトナムについては、注意すべき規制が少ない一方、関税がかかるというデメリットがあります。(加工食品についてはEPA適用より無税になる場合もあります)シンガポールや豪州は、規制はあれど逆に関税が低いというメリットがあります。
- 昨今、これら地域への輸出が増えてきています。

輸出先国	関税	食品関連規制(加工食品の観点から)	市場規模(2023年)
タイ	△ 加工食品は、5-30%の関税がかかる 日・タイEPAの適用により、味噌・醤油、菓子、 清涼飲料水などは無税	○ ・ 食肉加工品や既存の食品添加物に関する規制への対応 について注意が必要。 ・ 食肉処理施設について施設認定が必要。	○ 3,476億ドル
ベトナム	△ 加工食品は15-30%程度の関税がかかる 日・ベトナムEPAの適用により、味噌・醤油、菓子、 清涼飲料水などは無税	◎ ・ 食肉処理施設について施設認定が必要。	○ 1,789億ドル
シンガ ポール	◎ ほとんどの品目で無税	◎ ・ 既存の食品添加物に関する規制への対応について注意 が必要。 ・ 食肉処理施設、家きん卵加工施設、心ぐの加工施設は施 設認定が必要。	△ 708億ドル
豪州	◎ 一部、アルコール飲料に関税がかかるが、ほと んどの品目で無税	○ ・ 牛肉エキスを用いた食品や既存の食品添加物に関する規 制への対応について注意が必要。 ・ 食肉処理施設は「アメリカ合衆国向け輸出食肉の取扱要 綱」を満たす必要がある。 ・ 加工食品の輸出には豪州農業省が発行する輸入許可証 の添付が必要なものがある。	—

2. 輸出先国を選択する

③国ごとの輸出ハードル

◇まとめ

- 最初は比較的輸出のハードルの低い、香港、台湾、シンガポール、豪州あたりを検討してみてもよいでしょう。一方で、将来的に複数国に展開していくことを考えているのであれば、最初から米国やEUなど厳しい規制を持つ国にチャレンジしてみるのもよいでしょう。
- 各国の食品関連規制の詳細は、JETROのウェブサイトで確認できます。また、輸出先国の選定に際しては、貿易の専門アドバイザーを多数抱えている、一般社団法人 貿易アドバイザー協会(以下「AIBA」)に相談してみることも一案です。

JETRO:日本からの輸出に関する制度 <https://www.jetro.go.jp/industry/foods/exportguide/>

輸出時のトラブル事例:施設認定の期限が切れていた

◆トラブルの内容

- 製品の製造工場のFDA施設認定の期限が切れていて、更新ができていないことに気づかず、製品を製造し、発送した。
- 輸入業者がPrior Noticeを出せず、貨物が港でストップしてしまった。

◆トラブルによる影響

- 貨物は輸入不可となってしまう、返送手続きなどで多くの費用が発生してしまった。

◆対策

- 製造工場が有効なFDA施設認定を持っていることを、輸出手続きごとに改めて確認する。

輸出時のトラブル事例:放射性物質関連の証明書不備

◆トラブルの内容

- 香港への輸出に際して、対象品目・対象原産地に必要な輸出事業者証明書／放射性物質検査証明書を添付し忘れてしまった。製品のロット番号と証明書の紐付けミスが要因であった。

◆トラブルによる影響

- 貨物は輸入不可となってしまう、港で拘留。さらに、一定期間、証明書の発給停止となり、当該社の対香港輸出が事実上止まってしまった。

◆対策

- 輸出する製品の対象品目・対象原産地を都度確認する。
- 出荷ロットと証明書番号の管理を適切に行う。

3. 輸出先国の法規制を確認する

輸出したい商品の情報を整理し、輸出先国の法規制に対応しているかどうか、事前登録の必要性を確認します。

- ①商品に使用されている原材料・食品添加物・容器包装を確認する
- ②輸出先国の法規制に対応しているかを確認する
- ③事前登録(商品登録、施設認定、事業者登録等)の必要性を確認する

3. 輸出先国の法規制を確認する

①商品に使用されている原材料・食品添加物・容器包装を確認する

◇背景(なぜ確認が必要?)

- ・ 輸出のためには、まずは自社の商品の特徴をよく把握する必要があります。
- ・ 使用されている原材料、食品添加物、容器包装を一度整理してみましょう。

◇ポイント

- ・ 当該食品に使用されている原材料や食品添加物、容器包装を確認するためには、**まずは商品規格書(製品規格書、商品仕様書などともいう)を作ってみることをお勧めします。**商談時にも役立ちます。
- ・ 既に、商品規格書を作成されている場合は、それを活用してください。
- ・ 商品規格書には、商品のサイズやアレルギー情報、栄養成分情報、原材料情報などが含まれています。
- ・ 商品企画書の様式は様々ですが、平成26年度農林水産省補助事業にて作成された「PITS標準フォーム」を参考にするとよいでしょう。PITS標準フォームの記載項目は以下の通り、実際のフォーマットは次頁に示す通りです。

表 PITS標準フォームの記載項目

区分	記載項目
画像情報	商品の画像
商品サイズ	商品・パック・ケースのサイズや重量、個数
アレルギー物質情報	特定原材料に該当するものの含有有無
アレルギーコンタミ注意喚起	アレルギーコンタミ注意喚起に関する情報
栄養成分情報	単位、エネルギー、脂質、たんぱく質、食塩相当量
商品情報	賞味・消費区分、賞味・消費期間、製造年月日の表示、賞味・消費期限の表示、保存時温度帯区分、米トレーサビリティ区分、商品特徴
一括表示情報	名称、原材料名、内容量、固形量、内容総量、保存方法、原産国、原料原産地名、使用上の注意、調理方法、殺菌方法、凍結前加熱の有無、加熱調理の必要性、デンプン含有率、無脂乳固形分、乳脂肪分、期限、その他表示
企業情報	製造者名、製造者住所、製造者電話、販売者名、販売者住所、販売者電話、輸入業者名、輸入業者住所、輸入業者電話、加工者名、加工者住所
製造所/加工所	工場名、工場住所

◇まとめ

- ・ 輸出先国の規制と見比べるために、食品業界で良く利用されているPITS様式の商品規格書を用いて、商品情報を整理してみましょう。

3. 輸出先国の法規制を確認する

②輸出先国の法規制に対応しているかを確認する

◇背景(なぜ確認が必要?)

- 国によっては、特定の食品種類や、特定の原材料を含む食品について、輸入禁止、輸入停止、制限品目となっている場合があります。自社製品の輸出が可能かどうかを事前に調べてみましょう。

◇ポイント 輸出先国の法規制の確認

- 法規制にも種類があります。下記に示す観点でそれぞれ規制を確認しましょう。

輸出先国の法規制確認の観点

1. 輸入禁止対象となる品目、原材料、食品添加物の確認
2. 食品の容器・包装に関する規制の確認
3. 食品衛生管理に関する規制の確認
4. 食品中の重金属や汚染物質、残留農薬・動物用医薬品に関する規制の確認

◇ポイントその1 商品や商品に使用している原材料や食品添加物が、輸入禁止等の対象になっているか?

- 輸出先国にて、当該品目自体が輸入禁止になっていたり、輸入禁止対象となっている原材料や食品添加物を用いている場合は、輸出ができません。そのため、まずは、**商品規格書を見ながら、原材料や食品添加物が禁止対象になっていないかを確認します。**
- 国別、品目別の輸入禁止等に関する規制は、JETROのウェブサイトで確認できます。(詳細は次頁以降を参考)(地元のJETRO事務所に連絡。確認も可能)

JETRO:日本からの輸出に関する制度

<https://www.jetro.go.jp/industry/foods/exportguide/>

- 個別の食品添加物の規制の確認は、(一財)食品産業センターの「海外輸出規制プラットフォーム」の「海外食品添加物規制早見表」を活用してください。

海外輸出規制プラットフォーム:海外食品添加物規制早見表

<https://yushutukisei.com/food-additives-list/>

3. 輸出先国の法規制を確認する

②輸出先国の法規制に対応しているかを確認する

◇ポイントその1 輸出先国にて、商品に使用している原材料や食品添加物が、輸入禁止等の対象になっているか？

ジェトロのウェブサイトは以下の通り。調べたい品目をクリックすると、種類と国を選択できます。

以下は、菓子・韓国を選択して表示される画面です。

輸入規制タブを選択すると、輸入禁止・制限品目が表示されます。

産業別に見る > 農林水産物・食品 > 日本からの輸出に関する制度

農林水産物・食品

日本からの輸出に関する制度

日本から農林水産物・食品を輸出するにあたり、各国・地域の輸入に関する諸規制を、品目、国・地域、項目ごとに調べることができます。ご覧いただいた後、アンケート (所要時間：約1分) にご協力ください。

品目別に見る 国別に見る

 コメ	 青果物	 花き
 茶	 畜産物	 加工食品
 アルコール飲料	 林産物	菓子
 ペットフード		香港

清涼飲料水	台湾
調味料	韓国
栄養補助食品	中国
食品添加物	マカオ
混合食品	シンガポール
	マレーシア
	インドネシア
	タイ
	ベトナム
	フィリピン
	インド

ld/asia/hk/foods/exportguide/pastry.ht...

ジェトロについて お問い合わせ Global Site アジア経済研究所 マイページ サイト内検索

JETRO 日本貿易振興機構 (ジェトロ)

海外ビジネス情報 サービス 国・地域別に見る 目的別に見る 産業別に見る

国・地域別に見る > アジア > 韓国 > 日本からの輸出に関する制度 > 菓子の輸入規制、輸入手続き

韓国

日本からの輸出に関する制度

菓子の輸入規制、輸入手続き

品目の定義 輸入規制 食品関連の規制 輸入手続き 輸入関税等 その他

韓国の輸入規制

▼ 1. 輸入禁止 (停止)、制限品目 (放射性物質規制等) ▼ 2. 施設登録、輸出事業者登録、輸出に必要な書類等 (輸出者側に必要な手続き)
▼ 3. 動物検疫の有無

1. 輸入禁止 (停止)、制限品目 (放射性物質規制等)

調査時点：2023年8月

韓国では、日本産食品に対して、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う輸入規制措置を行っています。宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、長野県、静岡県 (13都県) で生産された菓子については、政府機関発行の放射性物質検査証明書が求められます。13都県以外で生産された製品については、政府機関発行の産地証明書が求められます。これらの証明書は、インターネットの輸出証明書発行システムを通じて申請します。詳細は関連リンクの農林水産省「韓国向け輸出証明書等の概要について」を参照してください。

韓国政府が定めている放射性物質の上限值は、すべての食品において放射性ヨウ素131は100Bq/kgです。乳・乳製品、乳児用食品などを除くすべての食品における放射性セシウム134および137の基準値は100Bq/kgです (乳・乳製品、乳児用食品などは50Bq/kgです)。詳細は関連リンクの「食品の基準および規格」を参照してください。

関連リンク

関係省庁

- 韓国食品医薬品安全処 (韓国語)
- 韓国関税庁 (韓国語)
- 農林水産省

3. 輸出先国の法規制を確認する

②輸出先国の法規制に対応しているかを確認する

◇ポイントその1 輸出先国にて、商品に使用している原材料や食品添加物が、輸入禁止等の対象になっているか？

- 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、中国をはじめとしたアジア地域では、水産物等の輸入停止措置を行っている国もあるため、注意が必要です。この原発事故による対応については、農林水産省が、以下のサイトで情報提供をしているため、確認してみましょう。

農林水産省：東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う食品等に係る諸外国・地域への輸出に関する証明書発行等について
https://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/index.html

農林水産省のウェブサイトは以下の通り。下の方に国別の情報が整理されています。

The screenshot shows the MAFF website with the following content:

- Header: 農林水産省 (Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries)
- Navigation: English, トップページ, サイトマップ, 文字サイズ, 標準, 大きく
- Search: 逆引き事典から探す, 組織別から探す, キーワードから探す (Google 連携), 検索
- Menu: 会見・報道・広報, 政策情報, 統計情報, 申請・お問い合わせ, 農林水産省について
- Breadcrumbs: ホーム > 輸出・国際 > 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う諸外国・地域の輸入規制への対応 > 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う食品等に係る諸外国・地域への輸出に関する証明書発行等について
- Section: 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う食品等に係る諸外国・地域への輸出に関する証明書発行等について
- Text: 日本から輸出される食品等（※）に対し、諸外国・地域により課じられている放射性物質に関する規制措置についての情報を掲載しています。
 ※酒類（国税庁HP）については、それぞれの所管省庁のホームページをご覧ください。
 実際に輸出するには、輸出先国・地域の運用について輸入業者等を通じて現地の通関組織等によくご確認ください。なお、現在、何らかの規制が残っている国・地域は以下のとおりです。
- Buttons: 輸入規制が残る国・地域への輸出に必要な手続き, 諸外国・地域による輸入規制Q&A, 輸出証明書のインターネット申請
- Section 1: 1. 諸外国・地域による輸入規制の状況について
 諸外国・地域による放射性物質に係る輸入規制の状況は、以下のページをご覧ください。
 ▶ 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う諸外国・地域の輸入規制への対応
- Section 2: 2. 輸入規制が残っている国・地域への輸出に必要な手続（国・地域別）
 規制措置の内容、証明書の申請手続き等については、国・地域名をクリックしてください。
- Links: アジア, 欧州, 諸国, 該当国なし, 中国

輸出時のトラブル事例：食品表示のフォーマットが古いまま

◆トラブルの内容

- 米国輸出用の栄養成分表示のフォーマットが、旧様式のままとなっており、通関後に輸入業者から指摘が入った。

◆トラブルによる影響

- 全ロットに対して、現地で食品表示を張りかえる作業が発生し、その分の費用が追加で発生してしまった。

◆対策

- 輸出向けの食品表示の作成は、輸出業者任せにするのではなく、食品メーカー側でも確認を実施する。
- 最新の食品関連規制に従っているかを確認する。

3. 輸出先国の法規制を確認する

②輸出先国の法規制に対応しているかを確認する

◇ポイントその2 商品の容器包装は、輸出先国の規制に対応しているか？

- 商品の容器包装について注意すべきは、EUの動向です。EU地域においては、環境に関する取組が進んでおり、食品に接触する部位の成分分析の証明書等の手続きが煩雑である、日本に比べて利用できる素材が限定されているなどのハードルがあります。
- また、サステナビリティの観点から、今後は急に従来の容器包材が利用できなくなる可能性もあります。
- 輸出先国の容器包装に関する規則は、以下のジェトロのウェブサイトや(一財)食品産業センターの「海外輸出規制プラットフォーム」の「海外容器・包装規制」をご確認ください。

ジェトロ:日本からの輸出に関する制度

<https://www.jetro.go.jp/industry/foods/exportguide/>

海外輸出規制プラットフォーム:海外食品容器・包装規制

<https://yushutukisei.com/other/?c=package-regulations>

◇ポイントその3 輸出先国の食品衛生管理に対応しているか？

- 基本的には輸出向け商品であっても、Codex HACCPに従って衛生管理していれば問題ありません。
- ただし、米国の場合は食品安全強化法(FSMA)に対応する必要があり、HACCPプラスアルファの対応が必要となります。
- 輸出先国の食品衛生に関する規則は、以下のジェトロのウェブサイトや(一財)食品産業センターの「海外輸出規制プラットフォーム」の「海外食品安全規制」をご確認ください。

ジェトロ:日本からの輸出に関する制度

<https://www.jetro.go.jp/industry/foods/exportguide/>

海外輸出規制プラットフォーム:海外食品安全規制

<https://yushutukisei.com/other/?c=safety-regulations>

◇まとめ

- 輸出先国の法規制については、ジェトロや(一財)食品産業センターの海外輸出規制プラットフォームに各国の規制が整理されているので、これを活用して確認しましょう。ジェトロも食品産業センターも規制を解説するセミナーを開催しているので、セミナーに参加してみるのもよいでしょう。

3. 輸出先国の法規制を確認する

③事前登録(商品登録、施設認定、事業者登録等)の必要性を確認する

◇背景(なぜ確認が必要?)

- 米国やEUなどでは、当該国の認定を受けた工場で製造した商品でなければ、輸出できない場合があります。
- 輸出するために施設などの登録が必要か否かを確認しましょう。

◇ポイント

- EUでは、商品に用いる原材料の中に動物性加工済原料があった場合、その原材料も認定施設で製造する必要がある、そもそも認定施設が少なく対応が難しいというケースもあります。EUから査察が入る場合もあります。
- **米国の場合は、登録施設に対してFDAの監査が入ることがあり、その場合、その対応も必要です。**
- オーストラリアの場合は、食肉処理施設は「アメリカ合衆国向け輸出食肉の取扱要綱」を満たす必要があります。

対象国・地域	各種登録の必要性
米国	<ul style="list-style-type: none"> • 加工食品を輸出する場合は、米国食品医薬品局(FDA)の食品施設認定とFDAに対する事前通知が必要。 • 密封容器(レトルトパウチ、缶詰、瓶詰など)入りの低酸性缶詰食品(常温流通)と酸性化食品(常温流通)は、別途施設認定、商品登録が必要で、より詳細な情報をFDAに提供する必要がある。
EU	<ul style="list-style-type: none"> • 食肉処理施設、ケーシング施設、乳製品・卵製品加工施設、水産加工施設などは施設認定が必要。
中国	<ul style="list-style-type: none"> • 中国税関総署に対して食品の製造・加工または貯蔵・保管施設(企業)の届出と登録が必要。
香港	<ul style="list-style-type: none"> • 食肉・加工施設について施設認定が必要。
台湾	<ul style="list-style-type: none"> • 食肉処理施設について施設認定が必要。水産加工業者は登録が必要。
韓国	<ul style="list-style-type: none"> • 食肉・卵加工施設、水産加工施設は施設認定が必要。韓国食品医薬品安全処長に対して、輸入業者または食品製造事業者に関する情報(名称、所在地、生産品目など)を申請し登録する必要がある。
タイ	<ul style="list-style-type: none"> • 食肉処理施設について施設認定が必要。食品登録を行い、食品登録番号を取得する必要あり。(輸入側が実施)食品によりGMP証明書が必要。
ベトナム	<ul style="list-style-type: none"> • 食肉処理施設について施設認定が必要。
シンガポール	<ul style="list-style-type: none"> • 食肉処理施設、家きん卵加工施設、心ぐの加工施設は施設認定が必要。
豪州	<ul style="list-style-type: none"> • 食肉処理施設は「アメリカ合衆国向け輸出食肉の取扱要綱」を満たす必要がある。 • 加工食品の輸出には、豪州農業省が発行する輸入許可証(IP)の添付が必要な場合もあり、製品毎に製造者宣誓書(MD)の取得が必要となるものもある。

◇まとめ

- 国により必要となる登録・認定が異なるので、何が必要となるか確認しましょう。

3. 輸出先国の法規制を確認する 参考情報: その他検討すべき事項

◇輸出先国の法規制に合わせた商品設計

- 本手引書の前のパートでも説明したように、畜肉や畜肉エキスを含む加工食品を、輸出禁止としていたり、施設認定を必要としたりしている国が多くあります。
- 畜肉や畜肉エキスを含む加工食品は多く、このような食品は輸出先国の規制のため輸出できないケースが多い可能性があります。
- そのような場合、既存の商品をそのまま輸出するのではなく、輸出向けの商品を設計することも一案です。畜肉や畜肉エキスの代替原材料を検討し、輸出用の商品として準備することが考えられます。

◇商標・意匠に関する対応

- 中国など一部の国では、日本の地名や地域ブランド名が無関係の第三者によって商標出願、登録される問題(悪意の商標出願)が多発しています。
- こうした状況に対応するために、輸出の前に、輸出先国において商標・意匠を事前に登録しておくことも一案です。農林水産省の知的財産総合相談窓口や、特許情報プラットフォームで登録状況を確認しましょう。
- 商標・意匠の登録については、新興国等知財情報データベースも国別・地域別の知的財産権の情報を提供しています。

農林水産省:知的財産総合相談窓口 <https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/soudan.html>

特許情報プラットフォーム <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/>

新興国等知財情報データベース <https://www.globalipdb.inpit.go.jp/>

4. 輸出業者からの要求に対応する

輸出業者からは、輸出の手続きのために、当該商品に関する各種情報や対応証明等が要求されるので、これに対応します。

各国の規制への対応証明等を準備する

4. 輸出業者からの要求に対応する 各国の規制への対応証明等を準備する

◇背景(なぜ確認が必要?)

- 輸出業者は、輸出手続きを進めるために商品に関する様々な情報を必要とします。
- 事前にどのような情報が求められるかを把握し、対応できるように準備をしましょう。

◇ポイント

- 輸出業者から求められる情報としては、商品規格書や、輸出先国の規制への対応証明、原産地証明、衛生証明書、食品安全関連文書などがあります。商品規格書については、本手引書のP.35に示したとおり、PITSフォーム等を用いて作成します。
- 規制への対応証明の具体的な例と準備方法は以下の通りです。輸出業者からだけでなく、輸出業者を介して輸入業者から食品メーカーに問い合わせがくる場合もあります。
- 容器・包装からの溶出物質、食品中に存在する物質(残留農薬・動物用医薬品、重金属、汚染物質)、食品に接触する物質については、検査会社等に分析を依頼しその分析結果を入手します。
- 食品衛生管理については、第三者認証を取得している場合はその証明書、そうでない場合はHACCPや一般衛生管理を実施するために用いている書類や記録を準備します。

[輸出先国の規制への対応証明]

項目	準備方法
食品の容器・包装からの溶出	<ul style="list-style-type: none"> • 検査会社等に商品の容器包装からの溶出試験を依頼。溶出試験結果を入手する。
食品中の農薬・動物医薬品の残留	<ul style="list-style-type: none"> • 検査会社等に商品中に残留する農薬・動物用医薬品の分析試験を依頼。分析結果を入手する。
食品中の重金属・汚染物質の存在	<ul style="list-style-type: none"> • 検査会社等に商品中の重金属・汚染物質の分析試験を依頼。分析結果を入手する。
食品の衛生管理方法	<ul style="list-style-type: none"> • 食品安全マネジメントシステム、HACCP、一般衛生管理を運用するために作成している書類を整理する。 • ISO22000やFSSC22000、JFS-Cなどの第三者認証を取得している場合には、その証明書を準備する。マネジメントシステムを運用するための、各種書類や記録も準備する。 • HACCP・一般衛生管理に対応している場合は、危害要因分析表、一般衛生管理計画、記録等を準備する。 • 輸出先国として米国を想定する場合には、FSMA(食品安全強化法)に対応する必要があるため、FSMAが求める書類や記録を準備する必要がある。

4. 輸出業者からの要求に対応する 各国の規制への対応証明等を準備する

◇ポイント

- 国によっては、**HSコードを正確に分類することで、経済連携協定(EPA)や自由貿易協定(FTA)に基づいて、EPA特惠税率の適用を受けられることがあります。**EPA特惠税率とは、EPAを結んだ国・地域の産品に対して与えられる他の国よりも低い税率のことを言います。
- EPA特惠税率は、世界各国の関税率(WorldTariff)で確認できます。(WorldTariffのウェブサイトでのユーザー登録が必要)

ジェトロ:世界各国の関税率(WorldTariff)

<https://www.jetro.go.jp/theme/export/tariff/>

- EPAは二国間の取り決めであり、その特典であるEPA特惠関税は当該国の原産品に限り適用されます。そのため、**EPA特惠税率の適用を受けるためには、原産地規則を満たしていることの証明として、原産地証明書が必要になります。**
- 輸出品が原産品であるか否かの基準(原産地規則)は、EPAにて品目ごとに定められています。税関のウェブサイトで、各国の原産地規則を紹介しているので、ここから確認しましょう。

税関:原産地規則とは

<https://www.customs.go.jp/roo/origin/index.htm>

- HSコードごとにEPA特惠税率が規定されている、適切なHSコード分類ができていないと、特惠関税の適用が否認される場合があります。**食品ではありませんが、韓国向けに動物用医薬品を輸出しようとした際、韓国の税関から別のHSコードに分類すべきとの指摘が入り、特惠税率が否認された事例があります。HSコードの分類には十分に注意しましょう。
- EPA特惠税率や原産地規則、HSコードに関する事項については、ジェトロや東京税関、農林水産省などがガイドを出しているため、こちらをご確認ください。

ジェトロ:これだけは知っておきたいEPA/FTA要点と注意点

https://www.jetro.go.jp/ext_images/theme/wto-fta/epa/pdf/epa_fta_all_20240201.pdf

東京税関:特惠税率(一般特惠・EPA)を活用するための原産地規則 ~原産地規則の概要・初級者向け~

https://www.customs.go.jp/tokyo/content/20170606_gensanchi.pdf

農林水産省:EPA利用早わかりサイト

https://www.maff.go.jp/j/kokusai/renkei/fta_kanren/epa_n.html

4. 輸出業者からの要求に対応する 各国の規制への対応証明等を準備する

◇ポイント

- 国によっては各種証明書の提出が求められます。その一つの例として、動物由来原料を含む加工食品について、輸出相手国・地域の要求に基づき、相手国が認定・登録した施設において処理を行い、衛生証明書の添付が求められる場合があります。

農林水産省: 証明書や施設認定の申請

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/yusyutu shinsei.html>

[各種証明書類]

項目	準備方法
原産地証明書	<ul style="list-style-type: none"> 原産地証明書には、(1)日本商工会議所が原産品であることを証明する第一種特定原産地証明書(第三者証明制度)、(2)輸出者や生産者が自ら原産品であることを申告する自己申告書(自己申告制度)、(3)経済産業大臣が認定した輸出者が原産品であることを証明する第二種特定原産地証明書(認定輸出者制度)の3種類があります。 EPAによって採用する証明方法は異なり、また、複数の証明方法を採用しているEPAもあります。そのため、対応するEPAの内容を確認し、必要な証明書を入手または作成する必要があります。 原産地証明書の入手・作成方法は、農林水産省の「EPA利用早わかりサイト」をご確認ください。
衛生証明書	<ul style="list-style-type: none"> 衛生証明書を入手するには、衛生証明書発行申請書に必要事項を記載し、監督機関に提出し証明書を交付してもらう必要があります。 国によって、対象となる食品の種類や衛生証明書発行申請書の様式が異なるので、農林水産省の「証明書や施設認定の申請」で確認してください。

◇まとめ

- 輸出業者からは、主に輸出先国の法規制への対応を示す情報が求められることが多いです。食品衛生管理などは日々実施しているものなので、日頃から計画を準備し記録を適切につけておくようにしましょう。

4. 輸出業者からの要求に対応する 参考情報: 輸入業者・バイヤーから確認される情報

◇輸入業者・バイヤーから要求される情報

- 輸入業者・バイヤーから確認される情報として、商品の開発ストーリー、購買層、賞味期限などがあります。
- 輸出向けの商品の賞味期限は、基本的に長期であることが望ましいです。
- 賞味期限が1年を切ると輸出することが難しく、船舶による流通と介在する事業者間での手続きに日数がかかるため、近隣の国(韓国やベトナムなど)への輸出でも1年~1年半以上の賞味期限が求められます。
- 賞味期限の延長技術については、(一財)食品産業センターの「海外輸出規制プラットフォーム」の「諸外国における食品関連規制及び、賞味期限延長に関する調査報告書」をご参考ください。

海外輸出規制プラットフォーム: 諸外国における食品関連規制及び、賞味期限延長に関する調査報告書
<https://yushutukisei.com/other/?c=food-labeling-regulations>

- 輸入業者・バイヤーとのやり取りについては、ジェトロが「海外ビジネスお役立ち資料」にて様々な情報を提供しているため、こちらをご確認ください。

ジェトロ: 海外ビジネスお役立ち資料
https://www.jetro.go.jp/services/japan_street/support.html

5. 食品表示情報を精査/作成する

輸出先国の規制に応じた、食品表示情報を準備する必要があります。
輸出業者が作成する場合は作成された内容を精査、そうでない場合は、自社で食品表示情報を作成します。

- ①輸出先国の食品表示規制を確認する
- ②食品表示情報を精査/確認する

5. 食品表示情報を精査/作成する

①輸出先国の食品表示規制を確認する

◇背景(なぜ確認が必要?)

- ・ 海外と日本とで食品表示に記載すべき情報やその粒度、記載の方法は異なります。
- ・ 輸出先国がどのような食品表示をしているのか、日本とは何が違うかを確認しましょう。

◇ポイント

- ・ 食品表示は、大まかには、商品名称、使用されている原材料・食品添加物、アレルギー情報、重量、賞味期限・消費期限、保存方法、製造者情報、栄養成分情報、強調表示情報などがあります。
- ・ 国によって、**表示の方法などには違いがあります。**
- ・ **特に注意すべきは、アレルギー情報です。国によって表示義務のあるアレルギー情報は大きく異なるため、注意が必要です。**
- ・ また、栄養成分表示についても注意が必要です。表示する情報が異なったり、包装前面栄養表示を義務としている国もあります。
- ・ 海外の食品表示に関する規制については、JETROのウェブサイトや(一財)食品産業センターの「海外輸出規制プラットフォーム」の「海外食品表示規制」をご確認ください。

JETRO:日本からの輸出に関する制度

<https://www.jetro.go.jp/industry/foods/exportguide/>

海外輸出規制プラットフォーム:海外食品表示規制

<https://yushutukisei.com/other/?c=food-labeling-regulations>

◇まとめ

- ・ 海外と日本では、食品表示の方法に違いがあることを理解し、特にアレルギー情報や栄養成分表示などに着目して、輸出先国の規制がどうなっているのかを確認しましょう。
- ・ 日本にある外資系スーパーなどで輸入製品を購入し食品表示を確認して、どのような形式になっているかを確認してみる方法もあります。

5. 食品表示情報を精査/作成する

②食品表示情報を精査/作成する

◇背景(なぜ確認が必要?)

- 輸出業者に輸出手続きをお願いする場合は、輸出業者が輸出先国向けの食品表示情報を作成し、確認を依頼してくる場合と、自らが食品表示情報を作成する場合があります。
- 食品表示情報にどのように対応するか確認しましょう。

◇ポイント

- 自社で食品表示情報の確認や作成作業を行うことも可能ですが、現地の言語を使い、かつ当該国の法規制に対応したものを確認、もしくは作成することになりハードルが高いです。
- そのため、輸出業者から提示された食品表示情報の精査や、もしくは食品表示情報の作成は、専門事業者に依頼した方が効率的です。
- 食品表示に関する事業者を探している場合は、(一財)食品産業センターまでご相談ください。

◇まとめ

- 輸出先国の食品表示情報に対応できるように、対応方法を事前に検討しておきましょう。

参考情報等

参考情報

機関	情報	情報源
農林水産省	農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略	https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/progress/index.html
	東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う食品等に係る諸外国・地域への輸出に関する証明書発行等について	https://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/index.html
	EPA利用早わかりサイト	https://www.maff.go.jp/j/kokusai/renkei/fta_kanren/epa_n.html
	証明書や施設認定の申請	https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/yusyutu_shinsei.html
	知的財産総合相談窓口	https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/soudan.html
JETRO	イベント情報	https://www.jetro.go.jp/events/
	日本からの輸出に関する制度	https://www.jetro.go.jp/industry/foods/exportguide/
	海外ビジネスお役立ち資料	https://www.jetro.go.jp/services/japan_street/support.html
	これだけは知っておきたいEPA/FTA 要点と注意点	https://www.jetro.go.jp/ext_images/theme/wto-fta/epa/pdf/epa_fta_all_20240201.pdf
	世界各国の関税率(WorldTariff)	https://www.jetro.go.jp/theme/export/tariff/
工業所有権情報・研修館	特許情報プラットフォーム	https://www.j-platpat.inpit.go.jp/
	新興国等知財情報データベース	https://www.globalipdb.inpit.go.jp/
税関	輸出統計品目表	https://www.customs.go.jp/yusyutu/index.htm
	原産地規則とは	https://www.customs.go.jp/roo/origin/index.htm
	品目分類・関税率についての問い合わせ先	https://www.customs.go.jp/question2.htm#b
食品産業センター	海外輸出規制プラットフォーム:輸出課題対応事例集～輸出に伴うハードル及び対応の方向性	https://yushutukisei.com/other/?c=docs&pfy=2022
	海外輸出規制プラットフォーム:海外食品添加物規制早見表	https://yushutukisei.com/food_additives_list/
	海外輸出規制プラットフォーム:海外食品容器・包装規制	https://yushutukisei.com/other/?c=package-regulations
	海外輸出規制プラットフォーム:海外食品安全規制	https://yushutukisei.com/other/?c=safety-regulations
	海外輸出規制プラットフォーム:諸外国における食品関連規制及び、賞味期限延長に関する調査報告書	https://yushutukisei.com/other/?c=food-labeling-regulations
	海外輸出規制プラットフォーム:海外食品表示規制	https://yushutukisei.com/other/?c=food-labeling-regulations

検討委員名簿

◆検討委員

企業/団体名	所属	氏名
独立行政法人日本貿易振興機構	農林水産食品部 主幹	新井 剛史
近畿大学	経営学部商学科 准教授	石川 雅啓
合同会社グローバリューション	代表社員	村井 京太

(敬称略) 50音順

◆事務局

企業/団体名	所属	氏名
一般財団法人 食品産業センター	事業推進部 部長	阿部 徹
	事業推進部 次長	江森 雄一
	事業推進部 次長	加藤 大暢
	事業推進部 次長	武藤 隆
エム・アール・アイ リサーチアソシエイツ株式会社	公共政策第二部 チームリーダー	長田 侑子
	公共政策第二部 研究員	高山 奈緒
	公共政策第二部 研究員	朴 智秀

農林水産省 令和6年度補正予算
加工食品国際標準化緊急対策事業
調査報告書

発行日:令和8年3月

発行者:一般財団法人食品産業センター 事業推進部
〒102-0084 東京都千代田区二番町5番地5(番町フィフスビル)
TEL:03-6261-7094
メール:yushutu@shokusan.or.jp